

キ 地下街等の閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化【平成 27 年度措置】

電波中継装置の電波申請において、現行の「電波利用電子申請・届出システム」においては、多数のアンテナ情報を一つ一つ入力する必要がある。多数のアンテナに関する申請を同時に行う際には、1 件ごとの入力ではなく、一覧表の添付（excel, csv 形式など）で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。

したがって、企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成 27 年度のシステムの機能改修において措置する。

ク 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和【措置済み】

保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。

したがって、事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面等につき、電磁的方法により提供することを可能とすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成 25 年度中に検討を行い、結論を得る。

ケ 金融機関に対する取引照会の一元化

a 国税に係る調査等における取引照会のオンライン化【平成 26 年度以降継続的に検討し、番号制度を巡る議論の状況等を踏まえた上で、出来るだけ早期に結論を得る（結論に応じ、その後 3 年以内を目途に必要な措置）】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会は、口頭または書面により行われているが、一部の金融機関等から電子化（e-Tax による提出や双方向のオンライン化等）を要望する声がある。なお、世界最先端 IT 国家創造宣言では、利便性の高い電子行政サービスの提供が提言されており、国税関係業務に関しても、IT 化の一層の推進により効率化を図っているところ。

したがって、取引照会に係る電子化については、関係する金融機関等の意向を聴取するとともに、国税当局、及び各金融機関におけるシステム改修のスケジュールや費用、社会保障・税番号制度の運用開始や今後の当該番号制度における利用範囲を巡る議論の動向などを十分踏まえながら、双方向オンライン化も含め、具体的方法や時期を検討する。

b 地方税に関する取引照会のオンライン化【平成 26 年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る（結論に応じ、その後、速やかに措置）】

地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われる。取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられている。

したがって、地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。

c 捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化【金融機関からの具体的な提案が行われ

次第検討・結論、措置】

捜査に係る取引照会は、口頭または書面で行われる。捜査に係る取引照会のオンライン化の導入については、事業者の負担はあるものの、希望があれば、ダイレクトオンラインを整備することが検討されているところ。

したがって、捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。

d 生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第順次措置】

生活保護の決定実施に関わる取引照会は、口頭または書面で行われる。世界最先端 IT 国家創造宣言において、利便性の高い電子行政サービスの提供が提言されていることから、生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化について、検討、促進すべきである。

したがって、利便性の高い電子行政サービスの観点から、生活保護の決定・実施に関わる取引照会の双方向のオンライン化について、金融機関に対するヒアリングを行った上で検討し、結論を得る。

コ 法人の電子申告フォームの簡素化【平成 26 年度検討・結論】

法人税に関わる財務諸表等の申告フォーマットについて、財務諸表等については XBRL フォーマット (2.1) で提出することとされている。現行の XBRL 対応のフォーマットだけではなく、企業規模に応じて、csv 形式等より簡易なフォーマットでも対応できるようにし、中小企業の電子申告を促すべきである。

したがって、法人税に関わる財務諸表等の申告について、XBRL 形式へ簡易にデータ変換するツールの提供等、容易に財務諸表データの作成・提出が行えるよう、対応を検討し結論を得る。

③産業の新陳代謝

ア 流通・取引慣行ガイドラインの見直し等【垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準の明確化は平成 26 年度措置、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」の明確化は平成 26 年度措置、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等の検討は平成 26 年度検討開始】 ※国際先端テスト実施事項

『流通・取引慣行ガイドライン』は、現行の独占禁止法上の垂直的制限行為に関する適法・違法判断基準等を始めとする運用基準（以下「現行基準」という。）を定めたものであるが、現行基準については、次のような指摘がなされている。

- a. 現行基準の中には、その規制範囲を広く解釈され得るものがあり、事業者に対する予見可能性に乏しく、萎縮効果を生じさせていること
（具体的には、①メーカーが実際の流通価格や販売先等を調査すること（「流通調査」）や、②多くの非価格制限行為に係る違法性判断基準とされる「価格が維持されるおそれ」について、事業者が判断することが極めて困難との指摘がなされている。）
- b. 「垂直的制限行為は、競争制限効果を生じることとあれば競争促進効果を生じることもある」というのが経済学的にも一般的な理解であるところ、現行基準では競争促進効果について考慮されているのか否か、仮に考慮されているとすればどのように考慮されているかが必ずしも明らかでないこと
- c. 垂直的制限行為においては、ブランド内競争が制限されたとしても、ブランド間競争が促進されることにより、消費者の利益に貢献することがあるとの指摘があること

ろ、現行基準では、ブランド内競争とブランド間競争についてどのように考慮されているかが必ずしも明らかでないこと

※なお、垂直的制限行為のうち、例えば再販売価格拘束については、独占禁止法上、「正当な理由」がある場合には違法とはならない。

- d. セーフ・ハーバー（一定の基準や要件を満たす場合において規制の対象外と扱われる）について、適用対象となる行為が、「競争品の取扱い」と「販売地域制限」に限定されており、「取引先制限」や「販売方法の制限」についてはセーフ・ハーバーが適用されないが、事業者にとって適用範囲が狭く予見可能性に貢献していないため、この適用範囲を拡大すべきであること
- e. 事業者がセーフ・ハーバーを適用されるための市場シェア要件も「10%未満かつ上位4位以下」とされているが、事業者にとって適用範囲が狭く予見可能性に貢献していないため、この適用範囲を拡大すべきであること

このように、垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることになれば、競争促進効果を生じることもある等の指摘を踏まえ、『流通・取引慣行ガイドライン』について、流通分野における垂直的制限行為に関する事業者の予見可能性を高めるため、「価格が維持されるおそれ」等の垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準を明確にするとともに、次の点について明確化する。

- A. 垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることになれば、競争促進効果を生じることもあり得ること、及び競争促進効果の考慮についての考え方
 - B. メーカーが単に実際の流通価格や販売先等を調査すること（「流通調査」）は、独占禁止法に違反しないこと
 - C. 売手が一定の基準に基づき選択した流通業者にのみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売し、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域においては、認定されていない流通業者に対し、当該商品やサービスを提供しない義務を負う流通制度（いわゆる「選択的流通」）についての具体的な適法・違法性判断基準
- また、上記のb.及びc.の指摘を踏まえ、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」について、所要の明確化を行う。

さらに、上記のd.及びe.の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。

イ 一般集中規制の見直し

a フォローアップ状況の公開【平成26年度上期措置】

独占禁止法第9条において、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等をしてはならないとされている。事業支配力が過度に集中する場合の考え方はガイドラインに記載されており、平成17年5月に施行状況のフォローアップ状況が公開されているが、それ以降は公表されていない。

したがって、平成21年度に実施したフォローアップの評価・検討結果、及び平成21年度以降に実施したフォローアップ状況を公表する。

b 一般集中規制の在り方【平成26年度措置】

上記平成17年5月の施行状況のフォローアップ状況においては、第9条の観点から問題となる会社はないが、今後の一般集中規制の在り方について、将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきことであるとの指摘があることも踏まえつつ、引き続き評価・検討することとする、とされている。

したがって、上記フォローアップ状況をもとに、独占禁止法第9条に基づく今後の一般集中規制の在り方について、市場集中規制がある中、存在意義は無く廃止すべきとの指摘があることを踏まえつつ、現在の経済社会において規制が廃止されることにより実際に生じ得る現実的な弊害を具体的に明らかにする。

ｃ 事業報告制度の簡素化【平成26年度検討・結論・措置】

独占禁止法第9条第4項において、資産の合計額が一定の値を超える企業グループについて、毎事業年度ごと、親会社・子会社・実質子会社の事業報告書を公正取引委員会に提出することが求められている。

したがって、一般集中規制にて求められている事業報告書の報告義務について、事業者の要望を踏まえつつ、事業報告書に記載する子会社名・実質子会社名の範囲を限定するなど、簡素化のための手法を検討し措置する。

ウ 保険契約の包括移転に関わる手続の簡素化【平成27年度検討・結論】

保険契約について包括移転する際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっている。一方、簡易な合併手続（会社法第796条第3項）の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。このことを踏まえると、包括移転する契約に関わる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととすべきである。

したがって、保険契約を移転する場合において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、株主や保険契約者の保護等について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討し結論を得る。

エ アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務についての電子的な代替手段活用【平成27年度検討・結論、結論を得次第、速やかに措置】

資金決済に関する法律に基づき、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、内閣府令で定める額を保有者に対し払い戻さなければならない。この払い戻しを行おうとするときは、前払式支払手段発行者は、「払戻しをする旨」「払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出をすべきこと」「当該申出をしない前払式支払手段の保有者は、払戻しの手続きから除斥されるべきこと」等を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告しなければならないとされている。

したがって、電磁的な方法により利用される前払式支払手段の発行の廃止に伴う払戻しの公告を、電磁的方法により行いうるものとするについて検討を行い、結論を得る。

④国民の選択肢拡大

ア ダンスに係る風営法規制の見直し ※国際先端テスト実施事項

ａ 営業時間に関する規制等の見直し【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】

飲食を伴いダンスをさせる営業は風俗営業（3号）として規制されており、午前零時以降の営業が禁止されている。コンプライアンス意識の高い優良企業は参入しにくく、結果として店舗周辺的生活環境が悪化したり、ダンス産業の成長が阻害されている。また、どのようなダンスが風俗営業に該当するのかは、警察庁や都道府県公安委員会が個別に判断することとされているが、判断の基準が明確でないため、深夜以外の飲食を伴

うダンスをさせる営業（昼間のダンスイベント等）を行おうとする事業者にとって負担が大きい。

したがって、飲食を伴いダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第3号に掲げる営業）について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。

b 飲食無し営業の規制対象除外【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】

飲食を伴わないダンスをさせる営業は風俗営業（4号）として規制される。およそ風営法の規制目的からは規制対象とは考えられないようなダンス教室等も該当し、国民の意識や営業実態と乖離した規制となっているとの指摘がある。

したがって、飲食を伴わないダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第4号に掲げる営業）について、風営法第2条から除外することについて、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。

c 規定の整備【平成26年度検討・結論】

風営法上の1号営業（ダンス＋飲食＋接待）は、2号営業（飲食＋接待）に必ず含まれるにもかかわらず、風営法上では別の営業として扱われている。

したがって、風営法第2条第1項第1号に掲げる営業を第2条第1項第2号に掲げる営業に含めて規制することについて検討を行う。

イ 食料品アクセス環境の改善【平成26年措置】

飲食店営業など公衆衛生に与える影響が著しい営業で政令で定めるものは、都道府県が条例で必要な基準を定めなければならない、またそのような営業を営もうとする者は都道府県知事等の許可を受けなければならない。食品の移動販売についても上記に該当するが、許可申請を行うに当たり、申請書が統一されていない、また、ガイドライン（自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について）が時代に合っていないなど、許可手続きや基準の改善を求める声がある。買物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売が円滑に実施できるよう、申請書の統一や取扱要領の見直しを行うべきである。

したがって、買物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売に係る許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について検討し、技術的助言として示しているガイドラインの改訂及び申請書様式について平成26年中に措置する。

ウ 不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者の銀行による子会社化の解禁【平成26年度検討・結論】

銀行の子会社の業務範囲は銀行法第16条の2第1項各号及び銀行法施行規則第17条の3に列挙される業務に限られ、不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者を子会社にすることはできない。主要行等向けの総合的な監督指針(V-3-3-1(2)(3)ロ)により、銀行の子会社が営む投資顧問業務において、その投資助言の対象に不動産を含むことができない。銀行の子会社による本業務の取扱いを許容することにより、総合的な資産運用に係るアドバイザー・サービスの提供を促進することが、利用者利便の向上の観点から適当である。

したがって、金融資産のほか不動産を含めた資産運用アドバイザーに対する顧客からのニーズ等を踏まえ、不動産投資助言を銀行の子会社業務範囲とすることについて検討を行い、結論を得る。

⑤エネルギー・環境分野における規制改革

ア 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入

a 抜油後の容器等の処理促進のための仕組み【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

PCB 処理への国民の理解が得られず 30 年間に渡って処理ができなかった歴史を教訓として、安全な処理に対する社会的要請を満たし、違法なルートからの市場への流入を防止するため、微量 PCB 汚染廃電気機器等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律により特別管理廃棄物に指定され、PCB 特別措置法に基づきその無害化処理が行われている。一方で、「(当該機器に使われている) PCB 汚染油」と、「抜油後の容器等」との区別なく無害化処理の対象とされているが、「抜油後の容器等」に残存する PCB の絶対量はごく僅かであるにもかかわらず、油の基準と同様の取扱いとされ、リスクに見合った処理負担となっていないため、「抜油後の容器等」のリスクに見合った合理的な処理対象基準の設定ならびに当該対象基準以下のものに対する合理的な処理の仕組みを導入すべきとの指摘がある。

したがって、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理のうち「抜油後の容器等」について、当該機器を保有する事業者等を含む官民連携の下、PCB の残存量や濃度(リスク)に応じた、社会的受容性や PCB 処理全体との整合性のある、より合理的な処理対象基準や処理の仕組みの実現に向けて、「抜油後の容器等」に係る環境リスク、使用する処理技術、適切な管理方法等に関する検討を開始する。

b 使用中の電気機器等の処理促進のための仕組み【平成 26 年度措置】

使用中の微量 PCB 含有電気機器について、電気事業法に基づき PCB 電気工作物として届け出る必要があるが、現行の制度においては、無害化技術の活用によって当該電気機器に含まれる PCB 濃度を低減し基準以下となった場合でも、PCB 電気工作物としての規制の対象外とすることができない。また、当該機器が廃棄物になった際は廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物として規制される。このため、無害化処理後の使用中機器について合理的な取扱いの仕組みを導入すべきとの指摘がある。

したがって、使用中の微量 PCB 含有電気機器（以下、「使用中機器」という。）について、使用中機器を所有する事業者等を含む官民連携の下、環境省による評価が終了した課電自然循環洗浄法等の浄化技術を使用して PCB を無害化する場合の、環境保全と電気保安を確保した浄化手順の明確化を図る。また、使用中に無害化処理した機器の電気事業法令上の取扱いの明確化及び廃棄段階での処理済機器の廃棄物処理法令上の取扱いの明確化を図る。

イ 多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し【平成 26 年度検討・結論】

河川法では、多目的ダムにおける河川管理施設とその他工作物（発電所等）の管理の方法について、それらの所有者である自治体、発電事業者、用水関係者等が協議して決めることとなっており、協議の結果、洪水吐ゲートによる治水操作等については、発電事業者は、その管理権限を持っていないのが実態である。しかし、電気事業法では、洪水吐ゲート等の共同施設も電気工作物と見なされるため、発電事業者には、その管理権限がなくても電気事業法上の工事計画の届出や安全管理審査等が求められており、管理実態にあった法制度になっていない。

したがって、河川法第 17 条の規定に基づき、関係者で協議して管理の方法を別に定めている場合であって、発電を行う者（電気事業者等）が主たる管理者でない場合については、要望者からのヒアリング等を行い、電気事業法の手続の簡素化等を検討し結論を得る。

ウ 食品リサイクル法の見直し【平成 26 年度検討・結論】

食品リサイクル法については、対象が食品関連事業者となっているが、実際にリサイクルを推進するためには、都道府県、市町村等の自治体の協力は不可欠である。食品リサイクル法に関し、各自治体（都道府県・市町村）の役割を明確にすべきである。

したがって、現在、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合において行われている食品リサイクル法の施行状況の点検の中での地方自治体の役割に係る議論を踏まえ、例えば地域における食品廃棄物の発生状況等を国がきめ細かく把握し、地方自治体と共有する等して、国、地方自治体等が連携して一層食品リサイクルを推進するよう、検討を行い、結論を得る。

⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革

ア 金融機関に対する取引照会の一元化

a 国税に係る調査等における照会文書の用語・書式の統一化【平成 26 年度措置】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会は、口頭または書面で行われる。照会文書のフォーマットに関しては、法令上の規定がないため用語・書式が統一されていない。

したがって、金融機関等に対してヒアリングを行い、国税に係る調査等に関する照会文書の照会事項については、用語を統一する。書式の統一についても、取引照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整し、実施する。

b 国税に係る調査等における取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善【平成 26 年度措置】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会では、帳簿書類（その写しを含む。以下同じ。）の提示・提出を要請されることがある。帳簿書類の提示・提出の方法については、法令で規定されていないが、帳簿書類を郵送で提出する際の返信用封筒として、長形 3 号の普通郵便封筒が同封されることが多い。一方で、帳簿書類の提出枚数が多く、長形 3 号の封筒に収納できない事例が多いとの指摘がある。

したがって、金融機関等に対してヒアリングを行い、取引照会に係る回答文書の提出枚数が多い場合には、以下の対応等を実施することにより、郵送における不備を改善する。

- ①返信用封筒として、適切なサイズの封筒を同封する。
- ②着払いによる特殊取扱の郵便で対応する。

c 国税に係る調査等における取引照会の回答の電子媒体による提出【平成 26 年度措置】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会では、帳簿書類（その写しを含む。以下同じ。）の提示・提出を要請されることがある。帳簿書類の提示・提出の方法については、法令で規定されていないが、電磁的記録による提出について認められなかった、という指摘がある。

したがって、国税に係る調査等に関する取引照会の回答においては、電磁的記録による回答も認められることを各国税局・税務署に周知徹底し、光ディスク（CD-R、DVD）等の電子媒体での提出を受け付ける。

d 地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化【平成 27 年度措置】

地方税の課税・徴収における金融機関等に対する取引照会は、口頭または書面で行われる。照会文書の書面のフォーマットには法令上の規定がないため、各自治体に委ねられ

ており、用語・書式が統一されていない。

したがって、地方税に関する取引照会については、国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する。

①照会文書の依頼事項に関する用語

②照会文書の書式（照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上）

e 捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化【平成 27 年度措置】

捜査に関する取引照会について、公務所又は公私の団体に対し、捜査関係事項照会書により必要な事項の報告を求めることができる。照会文書は各都道府県警察における規定書式を使用するため、用語・書式が統一されていない（以前から要望のあった事業者に対しては、照会文書様式の統一化について取組を行ったところ）。

したがって、捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続きの簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。

f 生活保護の決定・実施に関わる照会文書の書式の統一化【(i)については平成 26 年に結論を得、平成 27 年以降順次措置、(ii)については継続的に実施】

生活保護の実施機関・福祉事務所は、金融機関に対して、生活保護の決定・実施のために必要な報告を求めることができる。各福祉事務所から送付される調査のための照会文書の用語・書式は、「生活保護法施行細則準則について」（平成 12 年 3 月 31 日付け社援第 871 号厚生労働省社会・援護局長通知）で定められている標準様式があるものの、各福祉事務所によって書式が異なることや、事案毎に照会する内容が異なること等から、書式が統一的ではなく、金融機関の負担となっているとの指摘がある。

したがって、生活保護の決定・実施に関わる取引照会について、金融機関及び地方自治体に対してヒアリングを行った上、(i) 以下の統一化について検討し、必要な措置を講じ、周知する。(ii) また、周知後には定期的にフォローアップを行う。

①照会文書の依頼事項に関する用語

②照会文書の書式（照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上）

イ 信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和【措置済み】

銀行が信託契約代理業を営む場合、内閣総理大臣の登録を受けるため、登録申請書を提出する必要があるが、この申請書の記載事項に役員の兼職状況がある。この申請書は、記載事項に変更があった場合、2 週間以内に変更の届出を行わなければならないため、信託契約代理店において役員の兼職を確認するための事務負担が生じている。

したがって、銀行等が信託契約代理業を営む際の登録申請に役員の兼職状況の記載を不要とするための必要な措置を講ずる。

ウ 保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行（グループ間限定）【平成 26 年度検討・結論】

同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に認可が必要となる。保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がないと思料されるため、認可を不要とすべきである。

したがって、兼務による弊害防止、保険会社の業務の健全性確保に留意し、保険会社グループの実態を見極めつつ、認可手続の簡素化について検討を行い、結論を得る。

エ 保険会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和【平成 26 年度検討・結論】

従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、①子法人等、関連法人等、及び、②当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大すべきである。

したがって、従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討を行い、結論を得る。

オ 外貨定期預金（1 年物）の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し【平成 26 年度検討・結論】

預入期間 1 年物の外貨定期預金について、技術的なシステム仕様から預入期間が暦年ベースで 1 年を数日超える可能性があるが、数日超えることでも法定書面の送付が必要となる。物理的に暦年ベースで 1 年を超えるケースでも、「同一内容の特例」を適用し、法定書面の交付省略を許容すべきである。

したがって、自動継続の契約の実態を踏まえ、自動継続契約の日が休日などの理由により、契約締結前交付書面の交付の日が前回から 1 年を超えた際の契約締結前交付書面の交付の要否について、検討を行い、結論を得る。

カ 臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和【平成 26 年度検討・結論】

銀行法第 16 条において、臨時の休止及び業務の再開において、届出書の提出、公告、当該営業所の店頭掲示が求められる。銀行法施行規則第 17 条第 4 項第 4 号に規定される「休業期間が 1 営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においても、一月経過するまで業務再開時の店頭掲示を行わなければならない。

したがって、銀行の臨時休業等における業務の再開に係る掲示の在り方について、規制の趣旨を踏まえ、休業期間に応じた店頭掲示期間の見直し等の検討を行い、結論を得る。

キ 連結決算状況表等の提出期限の緩和【平成 26 年度検討・結論】

銀行は、決算期ごとに当局宛てに決算状況表・連結決算状況表を提出しており、提出期限は、(1)単体が期末日経過後 45 日以内、(2)連結が期末日経過後 55 日以内又は決算発表日の前日のいずれか早い日、とされている。多くの地方銀行は、東証等からの決算発表早期化の要請を受け、期末日経過後 40 日前後に決算発表を行っている。このため、決算状況表・連結決算状況表、決算短信及び決算説明資料の提出期限がほぼ同時期となり、資料の作成負担が一時期に集中している。銀行監督上求められている連結決算状況表等の提出期限を緩和すべきである。

したがって、銀行の連結決算状況表等の提出期限について、監督指針に基づく報告等の見直しの枠組みの中で検討し結論を得る。

ク 公開買付規制における株券等所有割合の計算方法の見直し【平成 26 年度検討・結論】

株券貸借取引に係る株券等について、貸主は引渡請求権を有するため、当該株券貸借取引に係る株券等は公開買付規制における「株券等所有割合」に算入される。証券会社はその業務として行う株券貸借取引には、通常、会社の支配権に影響を与えようとする意図はなく、

また、転貸した株券等については、議決権の行使も不可能であることから、公開買付規制における、「株券等所有割合」の計算の基礎となる株券等の範囲から株券貸借取引に係る株券等を除外すべきである。

したがって、公開買付規制において、潜脱的な取引を防止する観点から、引渡請求権を有する株券等については株券等所有割合に算入することとされている規制の趣旨を踏まえつつ、「株券等所有割合」の計算の基礎となる株券等の範囲から株券貸借取引に係る株券等を除外することについて検討を行い、結論を得る。

ケ 「公開買付けによる買付け等の通知書」における公開買付者による押印の省略【平成 26 年度検討・結論】

「公開買付けによる買付け等の通知書」の様式における押印について、既に、電磁的方法により当該「通知書」を提供するときは公開買付者の押印の省略が許されており、電磁的方法によらない場合であっても押印を求める意義は乏しいと考えられることから、これと同様に省略すべきである。

したがって、「公開買付けによる買付け等の通知書」において公開買付者の押印を求めていることの趣旨を踏まえつつ、当該「通知書」の様式から押印を省略することについて検討を行い、結論を得る。

コ 条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和【平成 26 年度検討・結論】

開示府令第 14 条の 2 第 1 項第 3 号では、発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする販売証券会社等のホームページ等に発行条件を記載する方法を採る場合は、電話等により当該情報を取得したこと等を確認しなければならないとされている。ネット等で情報開示が行われることについて、あらかじめ投資家が確認している場合には、条件決定後の情報取得の確認を不要とすべきである。

したがって、条件決定時における訂正目論見書の交付に代えて、発行体等のウェブページを用いて投資者に発行条件を閲覧させる方法（電話等による閲覧確認を義務付け）について、発行体等の負担軽減と投資者保護のバランスに留意しつつ、一定の場合には電話等による閲覧確認を不要とすることができないか検討を行い、結論を得る。

サ 大規模建築物における CLT の活用のための JAS 規格の策定及び一般的な設計法に関する基準の策定【JAS 規格については措置済み。一般的な設計法については、平成 27 年度までに検討、結論を得次第措置】

CLT（※）は欧州で開発された木質材料であり、海外（主に欧州）においては建築用の構造用部材として使用されているが、国内においては CLT の規格等が無く、建築基準法上での位置付けがないため、大臣認定を取得した場合を除き、CLT を建築物の構造耐力上主要な部分（壁や床等）に使用することができない。CLT を一般的な建築資材として広く利用するため、JAS 規格及び一般的な設計法に関する基準の整備をするべきである。

したがって、農林水産省にて CLT の JAS 規格を制定する。国土交通省にて CLT を用いた建築物の一般的な設計法を平成 27 年度までに検討し、結論を得次第措置する。農林水産省においても強度データの収集等に協力する。

（※）CLT：ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル

シ 超高層建築物の大臣認定期間の短縮【平成 26 年度上期措置】

高さが 60 メートルを超える超高層建築物は、その安全性について、国土交通大臣の認定

(大臣認定)を受ける必要がある。大臣認定を受けるためには、指定の性能評価機関により事前の審査を受けなくてはならない。現状、性能評価機関にて、委員会や部会の開催も含めた1か月半程度の審査期間を経た後、評価機関での審査資料や性能評価書を添付して大臣認定を申請し、認定までは2か月半から3か月を要している。しかし、既に指定の性能評価機関にて審査を経ていることを踏まえれば、認定まで評価機関と同等の1か月半程度までは短縮可能だと考えられる。

したがって、超高層建築物の大臣認定における審査において、事業者の円滑な申請に資するよう、チェックリストの作成等の対策を講じる。

ス 非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用【平成26年度検討・結論】

機械室なしエレベーターは、1998年から国内市場に登場するとともに急速に普及し、2012年度新設ロープ式エレベーター設置台数の90%を占めるに至っているが、建物高さが31mを超える際に設置が必要な、非常用のエレベーターにおいては、機械室なしエレベーターが認められていない。

したがって、機械室を有しない非常用エレベーターに必要とされる具体的な措置について検討し、結論を得る。

セ 機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し【平成26年度検討・結論】

機械室なしのエレベーターの駆動装置及び制御器を設ける昇降路において、換気上有効な開口部等の設置を不要とするためには、機器の発熱により駆動装置等の設置場所の温度が摂氏7度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合とされている。しかし、駆動装置等の設置場所の温度が摂氏7度以上上昇する場合であっても、昇降路が外気温度や日射の影響等を受けず一定温度以下に保たれている場合等については、駆動装置等に悪影響を与えない場合があると考えられるが、この場合であっても換気上有効な開口部等を設置しなければならず、事業者の負担となっている。

したがって、機械室を有しないエレベーターの駆動装置及び制御器の設置場所に換気上有効な開口部等を設けない場合に必要とされる措置について、設置場所の温度が摂氏7度上昇しないことによらず、昇降路内の温度の上昇により部品の劣化進行防止や故障発生防止の面から安全性が確かめられた場合について適用できるよう計算又その他の措置による方法を検討し結論を得る。

ソ 既存建築物に係る確認申請及び完了検査の取得手続に係る法整備【平成26年度上期措置】

現状、改修・修繕工事時の確認申請未提出により、手続上の違反建築物となっている建築物は、建築基準法の技術基準に適合しているかどうかは明らかではなく、また完了検査の未受検により、手続上の違反建築物となっている建築物は、交付を受けた確認済証のとおり建築基準法に適合するように適切に工事がなされたかどうかは明らかではなく、施工部分を撤去した上で確認申請を行い、確認済証を交付された後、再施工し、完了検査を受けなければならず、現実的に適法化できない状態になっている場合があるとの指摘がある。これら手続上の違反を有する建築物について、建築基準関係規定への適合性を証明するための手続を整備すべきである。

したがって、既存建築ストックの有効活用や不動産取引の円滑化の観点から、民間機関による検査済証のない建築物の調査について統一的な調査方法を示したガイドラインを策定し、周知する。

タ 建設業許可手続における書類提出の緩和【平成 26 年検討・結論】

建設業許可を取得する際には、4つの許可要件を備えていること、および欠格要件に該当しないことが必要となっている。許可要件のひとつの「誠実性」や欠格要件に該当しないことの証明として、非常勤を含む役員全ての略歴書や身分証明書、成年被後見人・被補佐人でない旨の登記証明書などの書類を提出することが求められている。

したがって、建設業許可申請書類における役員の提出書類について、必要性及び申請者の負担を考慮しつつ、簡素化を検討し、結論を得る。

チ 地方公共団体における住宅附置義務の見直し【平成 26 年度措置】

地方自治体が行う大規模建築物への住宅附置義務・開発協力金制度等について、総務省・国土交通省より、指導要綱及びこれに基づく行政指導の適正な見直しを行うよう地方公共団体に要請したところ、いまだ改善が見られない自治体があるとの指摘がある。

したがって、地方自治体が指導要綱等で定める住宅附置義務や負担金について、住宅や人口の回復状況などを踏まえ、既に役割を終えたものについては、廃止を含め見直しを行うよう要請する。

ツ 主任技術者及び監理技術者の雇用関係の取扱いの緩和【平成 26 年措置】

「監理技術者制度運用マニュアル」により、技術者と所属建設業者の間には直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要となっている。高年齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度の適用を受けている者についても、雇用期間によっては常時雇用されている者とみなされず、主任技術者及び監理技術者とできないため、高年齢者の雇用の課題のひとつとなっている。

したがって、継続雇用制度の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されているものとみなすことを監理技術者制度運用マニュアルにおいて明確化する。

テ 高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任【平成 26 年度検討・結論】

高圧ガス保安法では、保安統括者等の代理者を選任し、保安統括者等が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその代理者を選任して、職務を代行させることが認められている。一方、同法の認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度においても、検査組織の長及び検査管理組織の長を選任し、省令別表に定める業務が行われており、保安統括者等と同様、疾病等により職務を行うことができない場合も想定されるが、代行が認められていない。

したがって、高圧ガス保安法における認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度における代理者専任について、検査及び検査体制等、保安管理の実態等について事業者にヒアリング等を行った上で検討し、結論を得る。

ト 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和

貨物自動車運送事業者は原則としてレンタカーを使用することが認められていないが、引越輸送が集中する期間等に限り、引越輸送等にレンタカーを使用することができる。しかし、レンタカーを使用できる用途や期間が限定されていることから、運送事業者のレンタカー使用に対するニーズに応えきれていないとの指摘がある。

したがって、以下の規制改革項目を実施する。

a 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和①【平成 26 年度検討・結論・措置】

車検や点検、修理等により車両を使用できない期間における代車としてのレンタカー使用について、事業者ニーズ等を踏まえて検討し、結論を得る。

b 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和②【措置済み】

通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」において記載されている「百貨店配送貨物等に係る自家用自動車の有償運送の許可」について、「百貨店配送貨物等」に限らず、全ての輸送について対象とする。

c 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③【平成 26 年度検討・結論・措置】

引越シーズンにおいて貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用できる期間を、以下にすることについて事業者ニーズを踏まえて検討し、結論を得る。

・引越シーズン 3月1日から4月30日まで

d 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和④【措置済み】

通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」において記載されている夏期及び秋期繁忙期に、「各地方運輸局の実情に応じ、一か月から二か月程度の期間を適宜設定する」との規定について、撤廃するよう必要な措置を行う。

e 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和⑤【平成 26 年度措置】

引越シーズンにおけるレンタカー使用の申請方法について、申請書類の合理化を図る等、申請時の負担を軽減するために必要な措置を行う。

ナ 確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化【平成 26 年検討・結論】

確定給付企業年金法第 41 条第 4 項の規定により、同法第 27 条第 3 号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。当該者について、支給の繰下げを認めるべきではないかとの指摘がある。

したがって、使用される事業所等が実施事業所でなくなったため資格を喪失した者への脱退一時金の支給の繰下げについて、他実施事業所に繰下利率等の負担がかかる懸念等を踏まえつつ、検討し結論を得る。

ニ 確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和【平成 26 年度検討・結論】

確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)について、資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しうるため、限額の計算に係る予定利率は、以下(1)(2)に対し(3)を加え、当該予定利率は(1)～(3)※のいずれか低い率とすべきである。

※(1) 前回計算基準日以降最も低い下限予定利率

(2) 老齢給付金の支給開始要件を満たした時の(1)の率

(3) 資格喪失時の(1)の率

したがって、確定給付企業年金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率の取扱いについ

て、利率の変動への対応の要否を含め検討し、結論を得る。

ヌ 制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換【平成 26 年度検討・結論】

確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、規約で定めることで本人の希望により本人に一時に支払うことは可能であるが、当該額の企業年金連合会への移換について認めるべきである。

したがって、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、当該額の企業年金連合会への移換を認めることについて検討し、結論を得る。

ネ 既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換【平成 26 年度検討・結論】

確定給付企業年金又は厚生年金基金の中途脱退者は、確定拠出年金法第 2 条に規定する企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得したときに、確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができることとされている。一方、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者については、脱退一時金相当額の移換を申し出ることができないが、当該者についても移換を申し出ることが可能とすべきである。

したがって、確定給付企業年金について、脱退一時金相当額を移換することを可能とすべく検討し、結論を得る。

ノ 確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化【平成 26 年度検討・結論】

確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは、変更日から 2 週間以内に主務大臣に届け出ることとされている。この中で、法人の場合、役員の氏名・住所に変更が生じた場合には変更届出を行うことが求められているが、事務負担の削減を鑑み、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど、金融機関の届出事項の簡素化を図るべきである。

したがって、確定拠出年金運営管理機関の変更届出について、運営管理機関の状況を把握する必要性を踏まえつつ、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど届出事項の簡素化を検討し、結論を得る。

ハ 確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続簡素化【平成 26 年度検討・結論】

現状の確定給付企業年金法施行令第 49 条第 2 号に定める個人単位の権利義務移転・承継については、発生の都度、認可承認申請を行うこととなる。認可申請には、事業主・労働組合等の同意に加え、基金型での代議員会での議決等の手続が必要となり、更に給付減額が伴う場合は、減額に係る同意も必要となる。

したがって、確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続について、あらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転・承継である場合は発生の都度の認可申請は不要とするなど、手続の簡素化について検討し、結論を得る。

ヒ 確定拠出年金における運用商品除外手続の緩和【平成 26 年度検討・結論】

現在、確定拠出年金法第 26 条において、運用の方法を除外する場合、原則として、当該運用の方法を選択している加入者等の全員から同意を取り付けることとされている。しかし、加入者等の全員から同意を取り付けることへの負荷から、運用の方法の除外はほとんど実施

されていない。

したがって、確定拠出年金制度における商品の除外手続において、全員の同意から労働組合等との合意に代えることについて、加入者等の受給権保護の観点から踏まえつつ、検討し結論を得る。

フ 確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化【平成 26 年度措置】

企業型年金の規約の変更等に係る手続は、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならない、届出で足りる範囲は限定的となっている。

したがって、確定拠出年金の変更等の手続において、企業型年金を実施する事業主の事務費に係る事項等を軽微な事項とする等、申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。

ヘ 厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進【措置済み】

厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、一部の健全な基金を除き、厚生年金基金は解散又は他の企業年金制度へ移行することとされた。同法においては、各事業所が上乘部分の給付を継続していくための支援策として、各事業所が残余財産を他の企業年金制度等に移行できるよう措置されたが、基金の実施事業所の多くが中小企業であることを考えれば、現行の企業年金制度の設立・運営手続の更なる簡素化及び簡易な手続で設立できる企業年金制度の実現が求められる。

したがって、確定給付企業年金、確定拠出年金における規約の変更に係る手続要件の緩和、受託保証型確定給付企業年金の適用対象の拡大等を行う。

ホ 確定給付企業年金における承認・認可申請手続の簡素化【平成 26 年度措置】

確定給付企業年金の規約の変更等に係る手続は、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならない、届出で足りる範囲は限定的である。

したがって、確定給付年金の変更等の手続において、確定給付企業年金の給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項（ただし、労働協約等の変更により確定給付企業年金法第 27 条に規定する加入者資格の喪失の時期が変更になる場合その他の軽微な変更に関し、給付の減額に係る部分を除く。）等を軽微な事項とする等申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。

マ フェムトセル基地局の電波法関係法令届出の効率化【措置済み】

フェムトセル基地局は、簡易な操作であっても、その操作を携帯電話事業者以外の者が行う場合は、その旨を届け出ることが必要となっている。また、包括免許を受けたフェムトセル基地局において、開設等を実施した際には、開設日・設置場所・製造番号等を 15 日以内に届け出る必要がある。

したがって、事業者の負担を軽減する観点から、各総合通信局等において、フェムトセル基地局開設等届出を随時受けることについて周知・徹底する。

ミ 航空機登録記号の変更【平成 26 年度検討・結論】

航空機登録制度において、航空機登録の変更申請については、登録記号等の変更について法令上の定めがない。

したがって、航空機登録制度における航空機登録記号の変更について、登録記号を使用する安全管理に係る諸業務への支障、財産的権利の保全の観点からの支障等を見極めた上で検討し、結論を得る。

ム 外国人技能実習制度の見直し【措置済み】

技能実習制度は日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的とした在留資格で、最長3年滞在することが可能である。技能実習期間（1号及び2号、合計3年）が終了し、一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけるため、更に2年程度の技能実習を可能とする制度を創設すべきである。

したがって、法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」の分科会において、制度適正化のための施策とともに、例えば、優良な受入れ機関については、一定の要件を満たす技能実習生が、従来より一段高い技能等を修得するために、再技能実習を認めることや技能実習期間を延長すること等の施策について、国際協力に資する観点から検討し、平成26年6月、制度の見直しに関して一定の方向性を出す。

4 農業分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農業者の高齢化や次代の後継者問題、受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業を巡る環境は危機的状況にあると言える。

こうした中にあっても、これらの課題を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が、地域や市町村の範囲を超えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要がある。

農地中間管理機構の創設を、国民の期待に応える農業改革の第一歩とし、その上で、農業委員会、農地を所有できる法人（農業生産法人）、農業協同組合の在り方等に関して、これら3点の見直しをセットで断行していく。

①農地中間管理機構の創設

農業者の高齢化等の現下の農業をめぐる深刻な環境を踏まえ、農地中間管理機構は、農地を集積・集約し大規模な生産性の高い農業の実現、新規参入等の促進を図る。

②農業委員会等の見直し

農業をめぐる社会経済の構造変化に対応して、農業委員会は、遊休農地対策を含めた農地利用の最適化に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図る。

残された時間的な猶予は少ない中で、農地利用最適化推進委員（仮称）を新設するなど農業委員会の実務的機能の強化を図る。

③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

長年にわたり耕作に従事してきた農業者の豊富で有益な経験と新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ。

さまざまな担い手による協働の中から地域農業の多様な経営・技術の革新と付加価値の拡大を図り、新分野の価値の創出と企業化を推進する。

④農業協同組合の見直し

各農協がおかれた環境は、地域によってさまざまであるため、中央からの共通の指導に基づくのではなく、地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入できるように、抜本的に見直す。

各農協が、不要なリスクや事務負担を軽減して、経済事業の強化を図るとともに、各農協が、時代の変化に対応し、6次産業化にリーダーシップを発揮し、農業者に最大の利益を還元できるよう経営に精通した者を積極的に登用し、執行体制を整える。

このため、今後5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以下の方針に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。

政府は、以下の改革が進められる法整備を行うものとする。

(2) 具体的な規制改革項目

①農地中間管理機構の創設【措置済み】

競争力ある農業、魅力ある農業、農業の成長産業化を実現するためには、国、都道府県及び市町村それぞれの権限と責任を明確にし、役割分担を明らかにした上で、関係者が目標と政策課題を共有し、新規参入者を含め地域が一体となり、意欲ある多様な担い手への農地集積と集約化を公平・公正に促進していくことが重要である。

政府においては、こうした基本的考え方に立って、農地を集約し大規模な生産性の高い農業を実現すること、新規参入の促進を図ること等を目指した農地中間管理機構の制度化を図るべきである。

したがって、農地中間管理機構の創設に際しては、以下の諸点を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律を提出する。

- ・ 国、都道府県及び農地中間管理機構の権限と責任の明確化
- ・ 農地中間管理機構の機能にふさわしい体制
- ・ 既存の制度の整理・合理化
- ・ 事業目的に資する農地の借受け
- ・ 貸主に対する財政的措置の在り方
- ・ 農地中間管理機構が貸付先を決定する公正な貸付けルールの明確化
- ・ 農地中間管理機構の職務執行を監視・監督する機関の設置
- ・ 農地中間管理機構の業務の再委託の禁止

②農業委員会等の見直し

ア 選挙・選任方法の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

現在の農業委員については、名誉職となっているのではないかと、兼業農家が多いのではないかと等の指摘がある。

したがって、農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えることとする。これに伴い、市町村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。

また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にする。

さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用する。

なお、委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うよう報酬水準の引き上げを検討するものとする。

イ 農業委員会の事務局の強化【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

現在の平均的な農業委員会事務局職員数は約 5 人であり、その約半数が市町村内部部局との兼任となっており、農業委員会の実務的機能の強化を図る上で、現在の事務局体制では必ずしも十分ではないという指摘がある。

したがって、農業委員会の事務局については、複数の市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化の実施などにより業務の円滑な実施ができるよう体制を強化する。

ウ 農地利用最適化推進委員の新設【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業生産・経営の基礎的な資源としての農地は減少傾向にあり、耕作放棄地の増加に歯止めをかけられない状況が続いており、農業委員会の業務の一部である耕作放棄地の調査・改善指導など、農地の監視活動の強化を図るべき等の指摘がある。

したがって、農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の

支援を推進する農地利用最適化推進委員（仮称）の設置を法定化する。

なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じて必要数を選任し、報酬は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。

エ 都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業委員会は、自らの置かれた環境に応じ自主的・主体的に責任をもってその業務に取り組むことを基本とすべきである。

したがって、農業委員会の見直しに併せて、都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、農業委員会の連絡・調整、農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する新たな制度に移行する。

オ 情報公開等【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

農業委員会については、農業委員会と関わるのが少ないことや外部の人間の目に見える活動が少ないことなどから、その活動が見えないという指摘がある。

したがって、農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。

また、農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実にを行い、農地ごとにその利用状況を公表する。

農林水産省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。

カ 遊休農地対策【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

耕作放棄地が増加している現状や、今後、域外参入者や農外企業を含め多様な担い手の参入が予想されることを踏まえ、農地の保全について取組を一層強化する必要がある。

したがって、農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。

キ 違反転用への対応【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

都道府県知事等は、違反転用者に対し農地への原状回復を促す指導・勧告や処分を行うものとされているが、違反転用に対する処分等が必ずしも十分に行われていないのではないかと指摘がある。

したがって、優良農地の確保の業務を強化することとし、違反転用事案について、権限を有する都道府県知事又は農林水産大臣に対して農業委員会が権限行使を求めることができる仕組みをつくる。

ク 行政庁への建議等の業務の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業委員会は、遊休農地対策や違反転用対策に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図るべきであるという指摘がある。

したがって、農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務

は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する。

ケ 転用制度の見直し【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

農地転用制度について、現行の要件が農業の 6 次産業化や営農に必要な施設の設置等に支障となっているとの指摘がある。

したがって、植物工場、販売加工施設など農業の 6 次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。

コ 転用利益の地域の農業への還元【平成 26 年度検討開始】

農地が国民のために限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることに鑑み、地域における農地の適切な保全を図りつつ、農地流動化を促進する必要がある。

したがって、農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について中長期的に検討を進める。

③農地を所有できる法人の見直し

ア 役員要件・構成員要件の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業生産法人の制度は、長年にわたり耕作に従事してきた農業者の豊富で有益な経験と、新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ観点から、その充実・拡充が検討されるべきである。この点について、現行の農業生産法人の要件については、事業規模拡大に十分に対応できるか、農業者の資金調達手段を狭めていないか、その制度が現場に携わる者にとって簡素で分かりやすいものになっているか等の観点から所要の改善が求められる。

したがって、現行の農業生産法人制度に係る改善を図るため、以下を内容とする農地法の改正案を次期通常国会に提出する。

a 役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないものとする。

※ リースの場合における役員要件についても同様に、役員又は重要な使用人とする見直しを行うものとする。

b 構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けないものとする。

イ 事業拡大への対応等【原則として「農地中間管理事業に関する法律」の5年後見直しに併せて措置】

事業拡大を進める意欲的な法人にとって、農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件が成長の壁となっているとの指摘があり、諸般の状況変化に応じて適切に見直しが必要とされていくべきである。

したがって、更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。

④農業協同組合の見直し

ア 中央会制度から新たな制度への移行【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

単協は、自立した経済主体として、適切なリスクを取りながらリターンを大きくしていくこと、生産資材等について全農・経済連と他の調達先を徹底比較して最も有利なところ

から調達して事業運営を行っていくこと等を通じて、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行うことが期待されている。

こうした中で、単協が全農・経済連を通じて取引をするかどうかは単協の選択に委ねるべきこととされ、各単協の自由な経営を制約しないことが求められている。

また、中央会制度については、昭和 29 年に、危機的狀態に陥った農協経営を再建するための強力な指導権限をもった特別の制度として導入されたものであり、中央会自らは経済活動を行っていないところ、既に農協は約 700（中央会発足時は 1 万超）となっており、JAバンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されているなど制定当時から状況は大きく変わっており、各単協の自由な経営を制約しないことが求められている。

今後は、単協が地域の多様な実情に即して主役となって独自性を発揮し、自主的に地域農業の発展に取り組むとともに、中央会が単協の自由な経営を制約しないようその在り方を抜本的に見直す必要がある。こうした中で、中央会は、新たな役割、体制を再定義することが求められる。

したがって、農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。

- ・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。
- ・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。

イ 全農等の事業・組織の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業者の利益増進に資するためには、全国農業協同組合連合会（全農）・経済農業協同組合連合会（経済連）が株式会社化して経済界との連携を迅速に行うとともに、単協の農産物の有利販売を積極的にサポートし、グローバル市場における競争も含めたバリューチェーンの中で大きな付加価値を獲得してることが望まれる。

したがって、全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。

その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方をつめ、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。

ウ 単協の活性化・健全化の推進【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業者の組織として活動してきた農協は、時代の変化の中で、農業者でない准組合員の増加、信用事業の拡大など、農協法の制定当時に想定された姿とは大きく異なる形態に変容を遂げてきた。単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、単協の活性化・健全な運営を推進する必要がある。

したがって、単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク

法に規定されている方式（農林中央金庫（農林中金）又は信用農業協同組合連合会（信連）に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式）の活用の推進を図る。

あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。

全国共済農業協同組合連合会（全共連）は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。

また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。

さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。

- ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。
- ・生産資材については、全農等と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。

エ 理事会の見直し【平成 26 年度検討・結論】

農協法では、単協において、定数の 3 分の 1 までは正組合員以外の者を理事に選任することが可能であるが、実際には、正組合員が多くを占めており、必ずしも担い手農家の意思が十分に反映されず、経営ノウハウの活用能力も不十分であるとの指摘がある。例えば、製造業、流通業の生産管理、購買管理、グローバル担当、営業、知財管理、経営管理等の役員経験者で地域になじみや所縁のある者を積極的に登用し、農協の体制強化を図り、攻めの農業の新時代に対応することが求められる。

したがって、農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。

併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。

オ 組織形態の弾力化【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す。ただし、農林中金・信連・全共連は平成 26 年度検討開始】

組合員や地域住民のニーズが変化する中、農協がこれらのニーズに応えるためには、必ずしも現在の規模・形態を維持するのではなく、組織の分割や再編、株式会社等、他の形態に転換して事業を行う方がより組合員の利益に資する場合も存在するとの指摘がある。

したがって、単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。

なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。

カ 組合員の在り方【平成 26 年度検討開始】

農協は農業者の組織として活動してきたが、時代の変化の中で、農業者でない准組合員の人数が正組合員の人数を上回り、信用事業が拡大するなど、農協法制定時に想定さ

れた姿とは大きく変容しているとの指摘がある。

したがって、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。

キ 他団体とのイコールフットィング【平成 26 年度検討・結論】

従来から農協が行政の代行的業務を担うケースが存在するが、民間組織である農協の在り方として問題ではないかという指摘がある。

したがって、農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。

5 貿易・投資等分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

世界の市場は新興国を中心に急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げている。こうした中、積極的に世界市場に展開を図っていくとともに、対内直接投資の拡大等を通じて世界のヒト・モノ・カネを日本国内に惹きつけ、世界の経済成長を取り込んでいくことは、我が国の経済成長を実現する上で必要不可欠である。

貿易・投資等分野においては、こうした国益に資する観点から、輸出入や対内外直接投資を促進するための諸課題について検討を行った。具体的には、①対日投資促進、②空港規制の緩和、③外国法事務弁護士制度の見直し、④相互認証の推進、⑤輸出入の円滑化・通関手続の合理化、⑥入管政策の改定、⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し、⑧貿易に係る物流の効率化、の8つの検討項目を設定し、これらについて以下のとおり個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

①対日投資促進

対日投資の拡大は、技術や経営ノウハウ、人材などの流入により、我が国の生産性の向上や雇用の創出に貢献するなどの効果があり、日本の経済成長実現のためには不可欠である。こうした観点から、対日投資の阻害要因となり得る規制や制度を見直す。

具体的には、日本に住所を有しない外国人のみが代表者となって、日本において外国企業の子会社等を設立することができるよう、会社関係法制や関連通知を見直す。同時に、日本に新会社等を設立する意思のある外国人について、登記事項証明書がなくても入国できるようにする。

また、対日投資に伴う人材の受入れを促進する観点から、在留資格認定証明書の申請手続を柔軟化する。

さらに、社会保険料の二重負担が外国人の離日の契機となるとの指摘もあることから、二国間の社会保障協定の締結に向けた取組を推進する。

②空港規制の緩和

ヒトやモノの国際的な移動を円滑化するためには、空港の利便性の向上が不可欠である。

こうした観点から、東京国際空港における発着回数の上限值を増加させると同時に発着回数の柔軟化を導入する。また、首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。

③外国法事務弁護士制度の見直し

今後、輸出入や対内外直接投資の増加に伴い、国際的な法的需要も増加が見込まれる。これに適切に対応するため、外国法事務弁護士がこうした需要に的確に対応して活動することができるよう、その制度的基盤を整備する。

具体的には、外国法事務弁護士制度について、承認についての職務経験要件の基準等に係る検討会の設置、外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備などの取組を行う。

④相互認証の推進

輸出入の円滑化、諸外国とのイコールフットィング等を踏まえると、各種の規制等ができるだけ国際的に調和のとれたものとなることが望ましい。こうした観点から、国際基準の動向を踏まえ、我が国での安全性等に配慮しつつ、各国・地域との相互認証を推進する。

具体的には、まず多国間協議等で国際基準が検討されている分野においては、日本政府としてこうした多国間協議等に積極的に参加し、国際的な調和の推進を図る（例えば医療機器

における IMDRF（国際医療機器規制当局フォーラム）、動物用医薬品における VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）。また、国際基準が決まったものについては、速やかな国内導入に向けて検討する（例えば自動車の燃費・排ガスの測定に係る WLTP（乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法））。

さらに、日本の規制が諸外国に比べ厳しい場合は、諸外国の例を参考に、必要な見直しを行っていく（例えば家庭用品の品質に係る表示内容、食用動物に用いられるワクチンの使用制限期間の設定）。

⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化

輸出入を促進するためには、適正かつ公平な関税等の徴収や安全・安心な社会の実現に配慮しつつ、事業者の負担をできるだけ軽減することが望まれる。こうした観点から、通関手続を合理化・簡素化するための取組を推進する。

具体的には、輸出入業者の手続の簡素化につながる取組（例えば化粧品輸入時の添付書類の不要化・簡素化、輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進）や、輸出促進に資する取組（例えば輸出申告内容の船積後修正の簡素化、EPA における自己証明制度の導入拡大）などを行う。

⑥入管政策の改定

グローバル化が進行する中で、我が国の経済活力と潜在成長力を高めるためには、急速に成長するアジアをはじめとする世界の観光需要を取り込むことにより訪日外国人観光客の受入れを推進すること、高度な技術や経営ノウハウを持つ高度外国人材を活用すること、が不可欠である。こうした観点を踏まえ、入管政策の見直しを行う。

具体的には、訪日外国人観光客の受入れ推進の面では、訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し、寄港地上陸許可手続の運用改善、トランジット・ビザ発給方法の見直し、クルーズ船入港時の入国審査手続の見直しなどの取組を行う。

一方、高度外国人材の活用の観点からは、高度人材の永住に関する優遇措置の緩和、また、『総合職』に適した在留資格の創設などの取組を行う。

⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し

国内外への投資を増加させるため、金融機関のリスク管理体制及び法令遵守体制に配慮しつつ、国内金融機関の海外業務や国内企業の対外投資、海外からの対内直接投資を後押しするよう金融関連規制の見直しを行う。

具体的には、イスラム金融の銀行本体への解禁、スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加、海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和、保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大といった取組を行う。

⑧貿易に係る物流の効率化

貿易に係る陸運及び海運について、ユーザーの利便性を高められるよう、安全性の確保に配慮しつつ物流の効率化を図るべく関連規制を見直す。

具体的には、コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準を統一し、国内貨物が競争上不利とならないような措置を講ずる。

(2) 具体的な規制改革項目

①対日投資促進

ア 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し

外国企業が日本において外国企業の支店(外国会社)や子会社(内国会社)を設立する際、日本に住所を有しない外国人だけでは設立(法人登記)ができない、法人登記が無いと在留資格がとれないという問題があり、新会社設立の意欲を持つ外国人にとって大きな障害となっているとの指摘がある。

したがって、外国人による起業環境の改善や対日直接投資促進の観点から、以下の取組を行い、こうした障害の除去を図る必要がある。

a 外国会社の登記に関する規制の見直し【平成 26 年度検討・結論】

外国会社が日本において取引を継続しようとする時には、日本における代表者の 1 人以上は日本に住所を有する者でなければならないとされている(会社法 817 条第 1 項)。

これに関し、日本における代表者の中に日本に住所を有する者がいない時点でも外国会社(支店)の登記を可能とすることについて、諸外国の制度に関する調査の結果等を踏まえ検討し、結論を得る。

b 内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃【平成 26 年検討・結論】

外国企業の子会社を設立する時には、子会社の会社代表者のうち少なくとも 1 名は、日本に住所を有する者でなければならないとされている(「内国株式会社の代表取締役の住所について」(昭和 59 年 9 月 26 民四第 4974 民事局第四課長回答))。

これに関し、代表者の中に日本に住所を有する者がいない場合でも内国会社の設立の登記を可能とすることについて、「内国株式会社の代表取締役の住所について」(昭和 59 年 9 月 26 日民四第 4974 民事局第四課長回答)を廃止した場合の影響を含めて検討し、結論を得る。

c 在留資格取得要件の緩和【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

外国人が外国企業の支店や子会社の代表となるために、在留資格「投資・経営」又は「企業内転勤」を取得しようとする、原則、日本の子会社等の登記事項証明書が必要となる。このため、新会社等の設立の場合は、登記事項証明書を取得できず、当該在留資格が得られない。

これに関し、新会社等を設立する準備を行う意思があることや新会社の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出が無くとも入国を認めることについて検討し、結論を得る。

イ 在留資格認定証明書の申請手続の柔軟化【平成 26 年度検討・結論】

在留資格認定証明書制度は、入国審査手続の簡易・迅速化と効率化を図るためにあらかじめ上陸条件への適合性を審査するものであるが、弁護士等がその申請書類を取り次ぐ際には、申請者たる外国人本人又は代理人が本邦にあることが必要とされている。このため、日本に代理人を持たない外国人が当該申請をする際、「本邦にある外国人」であることを満たすためだけに日本に出張しなければならない、不便であるとの指摘がある。

したがって、在留資格認定証明書制度における代理人について、人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認を担保しうるような形で、その範囲を適切に拡大することを検討し、結論を得る。

ウ 外国人労働者の配偶者に係る資格外就労許可の周知【平成 26 年措置】

「家族滞在」の在留資格で入国している外国人労働者の配偶者は、地方入国管理局による資格外活動許可を得て、週 28 時間までは風俗営業等の従事を除き就労することができる(包括的許可)。また、事業所や業務内容など個別の許可を受ければ、これを超える就労も可能である。しかしながら、こうした資格外活動許可の仕組みが十分に周知されていないとの指摘がある。

したがって、「家族滞在」の在留資格で滞在している外国人配偶者であっても、地方入国管理局による資格外活動許可(包括許可)を受ければ、週 28 時間までは風俗営業等の従事を除き就労できること、及び個別許可を取ればこれを超える就労も可能であることを、国内外に周知する。

エ 社会保障協定の締結に向けた取組の推進【平成 26 年度以降継続実施】

日本での滞在期間が老齢年金の受給資格期間(現行 25 年)に満たない外国人については、帰国時に脱退一時金を受け取ることができるが、その上限は 36 か月分までに限定されており、保険料の掛け捨て問題、ひいては 3 年での離日を考える一つの契機となっているとの指摘がある。一方、両国間で社会保障協定を締結している場合、両国間の年金制度への加入期間を通算して、受給資格期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられることとなるため、締結に向けた取組の推進が望まれている。

したがって、日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在期間中の年金保険料の支払いがより老齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。

②空港規制の緩和

ア 東京国際空港の発着枠の拡大【措置済み】

東京国際空港の発着枠には、1 時間あたり、1 クォーター(15 分)あたり、5 分間あたり等の規制値が設けられている。これらは管制処理能力を踏まえて定められたものであり、定時運行に寄与しているものであるが、一方、スライディングスケール(発着回数の組合せの柔軟な設定)の導入・深化等により規制値を部分的に緩和できる余地が残されているのではないかとの指摘もある。

したがって、平成 26 年 3 月末からの 2014 年夏期スケジュールにおいて、昼間時間帯の 1 時間当たりの発着回数の上限值を出発・到着それぞれ 40 回に増加させ、同時に、需要に大きな偏りのある国際線が増加することから、発着回数の柔軟化(スライディングスケールの導入)を行う。

イ 首都圏空港の更なる機能強化【平成 25 年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置】

アジア太平洋地域の経済成長を背景とした航空需要の増加を踏まえ、東京国際空港及び成田国際空港の機能強化を図る取組はこれまでも行われてきたところである。また、観光立国推進会議等により、観光立国の加速に向けた取組が進められているところでもあるが、規制改革に係る産業界からの要請も踏まえ、首都圏空港の更なる機能強化に向けた検討を進める必要がある。

したがって、平成 26 年度中に実現する年間合計発着枠 75 万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。

③外国法事務弁護士制度の見直し

ア 外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置【平成 26 年度措置】

外国法事務弁護士制度に関しては、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法により昭和 61 年から制度化され、法施行以来 5 度の改正が行われてきた。同法第 10 条に規定する「法務大臣の承認の基準」については、法施行以来 2 度の要件緩和が図られており、現行要件では、資格取得国における 3 年の職務経験（うち、我が国で行った労務提供は通算して 1 年を限度として算入可能）が必要となっている。また、同法において、上記要件の他、外国法事務弁護士の職務範囲、責任制度及び共同事業等が規定されている。

職務経験の年数要件については、更なる緩和を求める指摘がある一方、外国法事務弁護士の質的確保の観点及び主要諸外国の状況を踏まえ、年数要件の廃止等については慎重な意見もある。

これについて、増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士制度に関し、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、承認についての職務経験要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士制度に係る検討会（仮称）を設置する。

イ 外国法事務弁護士の承認・登録手続の透明化【平成 26 年検討開始】

法務大臣の承認により外国法事務弁護士となる資格を有する者が、外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。法務大臣の承認に当たって、法務省はその承認手続の手順及び標準処理期間について定めた「承認・指定申請の手引き」をホームページにおいて公開し、透明性の確保を図っている。このことから、日本弁護士連合会においても同様な手法により、登録に当たっての手続の手順及び標準処理期間について透明化等を図り、申請者の利便性を向上すべきとの指摘がある。

したがって、外国法事務弁護士登録手続の手順及び標準処理期間の透明化並びに申請者の利便性向上について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。

ウ 外国法事務弁護士の承認・登録手続の簡素化【平成 26 年検討開始】

外国法事務弁護士の承認・登録申請の手続について、これまで法務省及び日本弁護士連合会は申請書類の簡素化等を図ってきた。一方で、申請者側からは依然として承認・登録手続に当たって、長期間を要することや過度な書類の提出を求められるといった指摘がある。

したがって、外国法事務弁護士の承認・登録に係る手続の簡素化・迅速化について、申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。

エ 外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備【平成 26 年上期措置】

弁護士は法人組織（弁護士法人）によって法律事務を提供することが可能であるが、外国法事務弁護士は法人組織によって法律事務を提供することは認められていない。増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士の活動環境の充実を図っていくため、その制度的基盤を見直す必要がある。

したがって、外国法事務弁護士が法律事務を提供することができる法人組織（外国法事務弁護士法人）の設立を可能とするよう所要の措置を講ずる。

④相互認証の推進

ア 医療機器審査基準の国際整合化

医療機器の QMS に係る「医療機器及び対外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」が国際標準である ISO13485 の内容を包括しているかが不明なため、日本のメーカーが海外に輸出する際に日本の QMS 認証を取得しているにもかかわらず、改めて

ISO13485 の認証を取得する必要がある、負荷となっているとの指摘がある。
したがって、以下の取組を行う。

a QMS 省令の ISO13485 への対応【平成 26 年措置】

「医療機器及び対外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正（新 QMS 省令）に際し、ISO13485 に対応した内容とし、差分を明確にした構成とする。

b QMS 省令と ISO13485 との関係性の明確化【平成 26 年度措置】

「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正（新 QMS 省令）に際し、新 QMS 省令第 2 章が ISO13485 に相当するものであることを明示する文書を和文及び英文で作成し、周知する。

c 国際的調和の推進【平成 26 年度検討開始、結論を得たものから順次措置】

医療機器の輸出入を促進するため、引き続き、欧米を含む多国間協議の場である IMDRF（国際医療機器規制当局フォーラム）等を通じて協議を行い、国際的な調和の更なる推進に取り組む。

d 輸入事業者の負担軽減【平成 26 年度検討・結論・措置】

海外諸国において ISO13485 の認証を取得している事業者に対する調査については、調査権者の判断により、事業者が ISO 取得の際に用いた資料等を参考にできるようにする方策について検討し、結論を得る。

イ 電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの関連法規の整備及び国際規格との整合【平成 26 年度検討・結論・措置】

電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムを設置する際、出力 50W を超える場合には、漏えい電波による他の無線機との混信を避ける等の観点から個別許可が必要とされており、今後のシステム普及に当たっての大きな支障になるとの指摘がある。

また、当該システムに関する法規制等の制度が未整備であり、欧米等における基準の検討を踏まえつつ、国際的に整合のとれた基準作りが課題である。

したがって、平成 27 年のワイヤレス電力伝送システムの実用化に向け、他の無線機器との共用条件や電波防護指針への適合性等の検証を踏まえ、型式確認の導入等の手続の簡素化を検討し、結論を得る。

その際、欧米等における基準の検討の動きと整合性を図るよう努める。

ウ 動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化

a 国際慣行との整合化【平成 26 年度以降継続実施】

日本は VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）のメンバー国であるが、動物用医薬品の審査に当たり日本に独特な要求事項が残存している。とりわけバイオテクノロジーに基づく革新的な動物用医薬品についての日本の規制要件は厳しく、欧州で容易に利用できる製品が日本では往々にして利用できない。このため動物用医薬品の製品承認申請制度について、国際慣行（VICH ガイドラインの適用など）との整合化を進めるべきとの指摘がある。

したがって、引き続き、VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）のメンバー国として全 VICH ガイドラインの新規作成や改正に積極的に参加し、作成されたガイドラインを国内の関係法令に反映させていく。

b 関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化【平成 26 年度継続検討、結論を得次第順次措置】

動物用医薬品の承認審査においては、食品安全委員会による食品健康影響評価、農林水産省による動物用医薬品の承認、厚生労働省による当該医薬品成分の残留基準の設定を各々行なうなど、関係 3 府省が個別に関与しており、承認申請に時間を要している上に、承認時期に関する予見可能性が低いとの指摘がある。

したがって、動物用医薬品の承認審査について、3 府省（内閣府、厚生労働省、農林水産省）の連携を一層密にし、可能な限り各府省における手続を並行して進めるなど、審査期間を短縮する方策について具体的な検討を進める。

エ 自動車の燃費、排ガスの試験方法の見直し【平成 26 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

自動車の燃費や排ガスの試験方法は、各国や地域が独自に設定しており国際的に整合性のとれたものとなっていないため、国・地域毎に異なる方法で試験する必要がある。

これを踏まえ、日本の議論主導のもと、平成 26 年 3 月の第 162 回国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP※）」の世界統一技術規則が採択されたところであり、WLTP の速やかな国内導入が望まれる。

したがって、「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP）」の速やかな国内導入について中央環境審議会等で検討し、結論を得次第導入する。

※WLTP: Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedures。WLTP により、一度の試験で複数の国・地域での認証に必要なデータが取得可能となる。

オ 米国、欧州等との航空安全に関する相互承認の推進【平成 26 年度以降継続実施】

航空機の安全性の証明や航空従事者の技能証明等については、航空安全に関する相互承認協定（BASA）を締結することで、我が国との同等性が確認された部分については改めて審査することなく外国の証明を受け入れることが可能となる。しかし現時点では、米国等との間で、航空機材に係る相互承認協定を締結しているのみである。

したがって、米国等との間で、既に締結済みの航空機材以外の分野（乗員資格、整備施設、シミュレーター等）において、相互承認の協議を推進する。また、欧州との間で、相互承認の新規締結に向けた協議を推進する。

カ 電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速

電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準（J 規格）は、国際標準である IEC 規格と整合性をとることとされているが、一部の品目は最新の IEC 規格に整合されていない（例えば AC アダプタに関する J60950-1（H22））。このために、国内外での販売を予定している製品の設計に当たって苦慮することがあるとの指摘がある。

したがって、以下の取組を行う。

a J 規格の最新の IEC 規格への整合化【措置済み】

情報通信機器の J 規格のうち、AC アダプタに関する J60950-1（H22）を含め、最新の国際標準である IEC 規格との整合が図られていないものについて、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループでの議論、パブリックコメント等を踏まえ、IEC 規格に整合させる。

b J規格と最新の IEC 規格の迅速な整合化の推進【平成 26 年以降継続実施】

今後 IEC 規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該 IEC 規格に整合した JIS 等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準（J 規格）に反映させる。

キ 輸入食品等を対象とする検疫時の自主検査頻度の見直し【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

輸入食品の検疫について、「輸入食品監視指導計画」に基づき、輸入を行う営業者は定期的な自主検査の実施が指導されている。厚生労働省の内規によると定期的とは、原則年 1 回とする運用がなされており、自主検査が輸入を行う営業者にとって過大な負担を伴っているとの指摘がある。

したがって、輸入食品監視指導計画に基づく、輸入食品等の自主検査の実施頻度については、過去の実績等を参考に違反事例が認められず、製造施設の衛生管理状況が保たれている等の食品は自主検査の頻度を緩和し、また、違反が認められる等の食品については指導強化を行うなど、リスクベースでの適切な自主検査の頻度について検討し、結論を得る。

ク 18GHz 帯送信空中線の開口径の規制見直し【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

日本の無線設備規則においては、18GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件として、送信空中線の開口径が 1.2m 以下と制限されている。このため、これよりも大きな開口径を持ちコストが安く済む海外の送信空中線の輸入ができず、また日本製品の輸出についても国際競争において不利な立場に置かれている。

したがって、18GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件のうち、送信空中線の開口径の規制見直しについて検討し、結論を得る。

ケ 特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大

a 防爆構造電気機械器具【労働安全衛生法の一部を改正する法律案の施行までに措置】

防爆構造電気機械器具を輸入する際に、指定外国検査機関が発行する、当該器具が電気機械器具防爆構造規格に適合していることを明らかにする書面を添付することで、国内での実機による試験を省略することができる。

しかしながら、そのような場合であっても、日本の登録検定機関による型式についての検定は必要とされており、相応の期間を要し、設備新設・改造などの大きな妨げとなっているとの指摘がある。

したがって、外国に立地する機関が、防爆構造電気機械器具等の型式についての検定を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、労働安全衛生法の一部を改正する法律案が成立した場合には、所要の措置を講ずる。

b 第一種圧力容器【労働安全衛生法の一部を改正する法律案の施行までに措置】

第一種圧力容器を輸入する際に、指定外国検査機関が発行する、当該容器が圧力容器構造規格に適合していることを明らかにする書面を添付することで、国内での実機による試験を省略することができる。

しかしながら、そのような場合であっても、日本の登録検査機関による検査は必要とされており、相応の期間を要しているとの指摘がある。

なお、製造者は外国において日本の登録検査機関の検査を受けることができ、その場合には日本に輸入する際に検査は不要となるが、日本の登録検査機関が外国に赴いて検

査を実施する必要がある。

したがって、外国に立地する機関が、第一種圧力容器等の検査を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、労働安全衛生法の一部を改正する法律案が成立した場合には、所要の措置を講ずる。

コ 動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大【平成 26 年度継続検討、平成 27 年度を目処に結論、結論を得次第措置】

製造されるワクチンの品質を一定水準に保つための製造体系であるシードロットシステム（※）について、平成 20 年より動物用ワクチンに導入されているところである。

しかし、組換ワクチンは現状ではシードロットシステムの対象となっておらず、当該対象に含めるべきとの指摘がある。

したがって、組換ワクチンへのシードロットシステムの導入のため、品質を確保するための検査方法等の検討を進め、その結果を踏まえて、関係法令に反映させていく。

（※）ワクチン製造工程の上流段階（製造用ワクチン株及び細胞株）での規格や品質検査等を厳格化することにより製品の品質向上及び安定化を図ることで、下流段階（最終製品）での品質検査を合理化する仕組み。これに基づいて製造されたワクチンは、輸入品も含め個別の検定が原則不要となる。

サ 食用動物に用いるワクチンの使用制限期間の見直し【平成 26 年度検討・結論・措置】

食品としての安全性を確保する等の観点から、食用動物にワクチンを用いた場合には、ワクチン接種後に出荷が制限される期間（使用制限期間）が設けられている。しかし、日本の使用制限期間は欧米に比べて大幅に長く設定されているために、革新的で有用なワクチンの使用の妨げになっているとの指摘がある。

したがって、食用動物に用いられるワクチンについて、欧米における使用制限期間の設定の考え方も参考に、使用制限期間の設定を見直す。

シ 家庭用品品質表示の国際整合化

家庭用品に関しては、その品質の表示の適正化を図ることによって、一般消費者の利益を保護するため、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品の 4 部門のうち対象となる 90 品目を政令で指定し、品質表示の方法等について定めがある。

一方で、表示義務がある品目や表示内容は、昨今の製品の多様化・高度化・複雑化や、国内企業・外国企業のグローバル化、一般消費者の品質表示に対する意識の向上などの諸環境の変化を踏まえた適正な制度になっていないとの指摘がある。

したがって、以下の取組を行う。

a 指定品目の見直し【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。

b 表示内容の見直し【平成 26 年度検討開始、平成 26 年度以降平成 28 年度までに順次結論、結論を得次第順次措置】

各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。

ｃ 表示・試験方法の見直し、海外への情報発信【平成 26 年度検討開始、平成 26 年度以降結論を得次第順次措置】

消費者の利益の擁護及び増進の観点の基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法（下位規範を含む。）を英文化する。

ス 家庭用品品質表示の実効性確保【平成 26 年度措置（平成 27 年度以降継続実施）】

家庭用品品質表示法に違反した表示がなされている場合は、罰則の措置等が定められ、業者に対して適正な表示を求めている。一方で、自治体が行う立入検査等にばらつきがあることなどで、市場には法を順守していない製品が流通しているとの指摘がある。

したがって、立入検査の実効性を高め、消費者保護の向上を図る観点から、全国の地方公共団体の立入検査の実態を把握し、執行実績が少ない地方公共団体に対し、執行上のアドバイスなどの支援を行うとともに、そのフォローアップを行う。

⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化

ア 新 KS/RA 制度に係る事業者負担の軽減【平成 26 年度検討開始】

平成 24 年 12 月より、米国の要求に基づき、米国向け旅客便に搭載される航空貨物について、安全性を担保するために、米国と同等以上の航空保安体制で爆発物検査を実施することのできる新 KS/RA 制度が導入された。さらに平成 26 年 4 月より、同制度の対象が、全世界向けの旅客便に搭載される航空貨物に適用拡大されたところ。

荷主及び物流事業者等からは、新 KS/RA 制度の要件（米国と同等以上の保安体制により航空貨物の爆発物検査を行う要件）が厳しすぎるとの指摘がある。

本制度は米国の要求により導入されたものであり、制度の見直しに当たっては米国保安当局との調整が必要となるが、荷主及び物流事業者の負担軽減を図るべく、適宜、主要な荷主や物流事業者等との意見交換を実施しながら、セキュリティの確保に十分配慮をした上で、効率的な検査制度を構築することについて検討する。

イ 輸出申告内容の船積後修正の簡素化【措置済み】

輸出許可後の数量等の申告内容の修正手続について、船積情報登録又は出港予定年月日までに修正する場合にはシステム（NACCS）を使用して行うことができるのに対し、それ以降に修正する場合には所管税関に書類を持参しなければならないなど、対応負担が重いとの指摘がある。

したがって、輸出者が船積後に数量等の申告内容を NACCS で修正を行うことを可能とするよう措置を行う。

ウ 化粧品輸入時の手続の簡素化

a 「輸入変更届」の添付資料の廃止【平成 26 年措置】

化粧品を輸入する場合、「化粧品製造販売業（製造業）許可」（都道府県知事宛て）の申請、「化粧品製造販売届書」（都道府県知事宛て）の届出、「化粧品外国製造販売業者（製造業者）届書」（PMDA 宛て）及び「製造販売用化粧品輸入届書」（地方厚生局宛て）の提出が必須とされている。

5 年ごとの「化粧品製造販売業（製造業）許可」の更新による「輸入変更届書」提出時に、既に提出している「輸入届」全量の写し、「製造販売業許可書」の写し等の添付が求められ、事業者の過度の負担になっているとの指摘がある。

したがって、医薬品等輸入手続オンラインシステムの導入に合わせ、「化粧品製造販売業（製造業）許可」の5年ごとの更新に際して必要とされる「輸入変更届」の届出を行う際、届出済の「輸入届」の写し等の添付を不要とする。

b 「輸入届」の届出手続に係る添付資料の簡素化【平成26年検討・結論・措置】

製造販売用化粧品輸入届書の地方厚生局への届出時に「製造販売業（製造業）許可証」、「化粧品製造販売届書」、「化粧品外国製造販売業者（製造業者）届書」の写しの添付が求められているが、これら添付資料は、厚生労働省の医薬品等申請・審査システムに情報が蓄積されているにもかかわらず、化粧品輸入届書の届出時にも再度写しの添付が求められ、事業者の過度の負担になっているとの指摘がある。

したがって、化粧品輸入に係る製造販売用化粧品輸入届書の届出時における書類（製造販売業（製造業）許可証、化粧品製造販売届書、化粧品外国製造販売業者（製造業者）届書）の添付について、その写しの一部の添付を不要とするなど、事業者の負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。

c 輸入事業者の事務処理負担の軽減【平成26年検討・結論・措置】

化粧品の輸入事業者は、都道府県に提出済みの「化粧品製造販売届書」と重複した内容を、「製造販売用化粧品輸入届書」で地方厚生局にも二重に届け出なければならないため、国内製造会社と比べて事務処理負担が重いとの指摘があり、事務処理の負担軽減が求められている。

したがって、化粧品輸入事業者の事務処理負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。

エ 輸入貨物の部分品の返送に当たり個別の輸出許可が不要となる範囲の明確化【平成26年度検討・結論・措置】

大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがある貨物等を輸出しようとする場合には事前に許可が必要だが、「輸入された貨物の種類、品質（故障を含む）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」に該当する場合には、特別一般包括許可を取得することにより個別に許可申請を行うことなく輸出を行うことが可能である。

しかしながら、上記「輸入者の予期しなかったもの」の範囲が明確でないため、輸入された貨物の部分品等の返送に際して個別の許可申請を余儀なくされているとの指摘がある。

したがって、特別一般包括許可が適用される「輸入された貨物の種類、品質（故障を含む）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」の範囲の明確化を検討し、結論を得る。

オ 盗難車部品の不正輸出防止【平成26年度検討・結論・措置】

自動車リサイクル法上の許可を受けた解体業者は、製品の原材料として利用するものとして輸出する場合に限り、解体した自動車の部品を輸出することができる。しかしながら、自動車は一旦部品に解体されてしまうとその部品が盗難車のものか判別する手立てがないため、盗難車の解体部品が不正に輸出されるおそれがある。

これに対し、新潟港では独自に盗難車の部品の不正輸出を防止するため、通関手続時において自動車リサイクル制度に基づく電子マニフェストの提示を義務付けており、今後こうした取組を全国に拡大すべきであるとの指摘がある。

したがって、例えば自動車リサイクル法に基づく電子マニフェストの利用の可能性も含め、

盗難自動車の部品の不正輸出を監視する体制を全国で整備することについて検討し、結論を得る。

カ 輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組が行われてきたところであり、今後は平成 29 年度の次期 NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）等の稼働時までに通関手続に係る電子手続の原則化などに取り組むことが予定されている。

一方、業務の効率化や出荷リードタイム短縮を通じた競争力向上の観点から、こうした取組を現行の計画（平成 29 年 10 月までに実施予定）より前倒しし、可及的速やかに導入・実施すべきとの指摘がある。

したがって、通関関係書類の電磁的記録による提出の実施状況、諸外国や民間の貿易取引の電子化の状況及び電子技術の進展や国際物流の動向を踏まえて、通関関係手続をどの程度まで電子化するのが適切であるかを検討し、可能なものから順次実施する。

キ EPA における自己証明制度の導入拡大【平成 26 年度以降継続実施】

EPA に基づく輸出に際しては特定原産地証明書が必要となるが、EPA で認定輸出者自己証明制度を導入している場合には、認定輸出者が自ら原産地証明書を作成することができる。しかしながら、現時点において当該制度は日スイス、日ペルー、日メキシコ EPA でしか導入されておらず、他の EPA での導入を求める声がある。

したがって、新規 EPA 交渉、既存 EPA の再協議において、相手国の事情・要望等を考慮しつつ、自己証明制度の更なる拡大に取り組む。

ク 他国で再生利用可能な石炭灰の輸出の促進【平成 26 年度検討・結論・措置】

石炭灰などの産業廃棄物を輸出する場合には「国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること」等の条件を満たす必要があるが、これを満たしていることについて環境大臣の確認に時間がかかる上、当該条件について輸出先企業の理解が得られず、海外で再生利用するニーズがあるにもかかわらず輸出を断念せざるを得ない場合が多いとの指摘がある。

したがって、「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得る。

ケ 重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

重水素及び重水素化合物は核兵器等の開発に用いられるおそれがあることから、これらを輸出するには経済産業省の許可を得ることとされているが、医薬品開発に使用するなどごく少量の場合であっても例外とならず、過度の負担が生じているとの指摘がある。

したがって、重水素及び重水素化合物の輸出規制について、国際レジーム（NSG）における規制の趣旨や米国など諸外国の状況を踏まえ、より合理的な制度の在り方について、引き続き検討していく。

⑥入管政策の改定

ア 訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し【平成 26 年度検討開始、結論を得たものから順次措置】

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、タイ及びマレーシア向けの

ビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間の延長が平成 25 年 7 月より実施された。また、中国については、平成 23 年 7 月より沖縄を訪問する個人観光客、平成 24 年 7 月より東北 3 県を訪問する個人観光客に対して、沖縄復興・震災復興の観点から数次ビザが発給されているところである。訪日外国人旅行者数を 2030 年に 3,000 万人超とするという「日本再興戦略」で掲げた目標を達成し、観光立国を実現するためには、治安や受入れ体制の強化等に配慮しつつ、さらなる査証発給要件の緩和、見直しを図るべきではないかとの指摘がある。

したがって、今後の更なるビザ発給要件緩和について、各国との二国間関係、外交的意義、治安等への影響等を総合的に勘案し、観光立国の実現に向けた検討を加速する。

イ 寄港地上陸許可手続の運用改善【平成 26 年度措置】

寄港地上陸許可制度における上陸許可要件は「入国・在留審査要領」により規定されているが、当該要件にない「既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあること」あるいは「出国予定便が最も早い便でないこと」のみをもって不許可とされる事例があるとの指摘がある。法務省も「それのみをもって不許可とすることはない」との立場であり、その旨が現場に周知される必要がある。

したがって、寄港地上陸許可の審査において、「既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあること」あるいは「出国予定便が最も早い便でないこと」のみをもって不許可とするものではない旨を、各入国管理局に対し改めて周知する。

ウ トランジット・ビザ発給方法の見直し【平成 26 年度検討開始、結論を得たものから順次措置】

我が国を経由して外国に向かう旅行者に我が国での最大 14 日間の滞在を認める、いわゆるトランジット・ビザ制度があり、あらかじめ本人が領事館等に赴き申請・取得する必要がある。申請・発給にあたっては、不法入国等を未然に防止することを前提としつつも、諸外国の状況を踏まえ、可能な限り訪日外国人旅行者の利便性向上を図るべきではないかとの指摘がある。

したがって、トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。

エ クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し ※国際先端テスト実施事項

a 手続の円滑化【平成 26 年度検討・結論・措置】

出入国管理及び難民認定法改正により、新たな特例上陸許可である「船舶観光上陸許可」が設けられ、簡易な手続（顔写真の撮影の省略等）による上陸審査の対象となるクルーズ船の範囲が拡大されるとともに、航空機で入国し「短期滞在」の在留資格を与えられた外国人が、クルーズ船で出国し、一定期間内に当該クルーズ船で再入国する場合には、原則として再入国許可を受けることを要しないものとされる等、クルーズ船の外国人乗客の負担を軽減する制度が導入される。

今後、その具体的な基準・運用を定めるに当たっては、これらの制度が訪日外国人旅行者の増加に高く寄与するものとなるよう、外国人旅行者やクルーズ船運行会社等のニーズを踏まえた検討が求められる。

したがって、出入国管理及び難民認定法改正により措置される入国審査手続の円滑化について、その具体的な基準・運用等を定めるに当たり、外国人のわが国に対する好印象を強め、訪日外国人旅行者の増加、クルーズ船寄港誘致競争の優位化を実現する観点

からも検討し、結論を得る。

b 海外臨船審査の導入・拡大【平成 26 年度以降も引続き検討、結論を得たものから順次措置】

クルーズ船の誘致に係る近隣諸国との競争を勝ち抜き、訪日外国人旅行者の一層の増加を目指すには、上陸審査のさらなる簡素化、海外臨船審査の導入による入港前審査の実現等、外国人乗客のさらなる負担軽減を求められている。

この観点から、前寄港地等から入国審査官が乗船し、本邦への入港前に外国人乗客に対する審査を行う海外臨船審査は、着岸後の審査時間を短縮するために効果的な方策であり、その導入・拡大を図るべきではないかとの指摘がある。

したがって、クルーズ船の外国人乗客に対する海外臨船審査の導入・拡大について、公海上で入国審査手続を可能にするために船籍国との協議を加速するなど、所要の措置について検討する。

c クルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国【平成 26 年度検討・結論】

クルーズ・カードは、クルーズ船の運航会社が旅券原本による本人確認を行った上で乗客に発行する、身分証明書に当たるカードである。韓国では、韓国を最終目的地としない通過客は、クルーズ・カードのみを所持していれば入国が可能であるほか、欧州等の諸外国においてもクルーズ・カードでの入国が認められる場合があり、外国人乗客の負担軽減に効果的であることから、我が国においても同様の制度を設けるべきではないかとの指摘がある。

したがって、クルーズ船の運航会社が発行するクルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国その他のクルーズ船乗客の負担軽減のための入国等手続の簡素化について検討し、結論を得る。

d 個人識別情報取得の更なる簡素化【平成 26 年度検討・結論】

入国審査の際の指紋採取は、テロリスト等の不法入国を水際で阻止するために必要とされる一方、入国審査の際に指紋採取を行っているのは米国、韓国、日本の3か国のみである。その中でも韓国はクルーズ船の外国人乗客に対する指紋採取を行っておらず、日本が指紋採取を行うことで外国人乗客に悪印象を与えている可能性がある。

したがって、クルーズ船の外国人乗客に対する入国審査において、指紋採取を省略することの是非について検討し、結論を得る。

オ 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住に要する在留歴の短縮の早期実現【平成 26 年度検討・結論・措置】

今国会における出入国管理及び難民認定法改正により、在留資格「高度専門職」が新設され、「その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令に定める基準に適合するもの」（高度専門職第2号）の在留期間を無期限とする等の制度が導入される。今後、当該在留資格の具体的な基準を定めるに当たっては、「我が国産業競争力の維持・強化と持続的な経済成長を実現していくためには、多様な価値観や発想、知識・能力・経験を有する外国人材を一層積極的かつより幅広く受け入れていくための環境整備が必要」との産業界の要請を踏まえた早期の基準整備が求められる。

したがって、出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「高度専門職第2号」について、その基準を定めるに当たり、有能な外国人材が我が国でより長期にわたり活躍できるようにする観点からも検討し、結論を得る。

カ 『総合職』に適した在留資格の創設【平成 26 年度検討・結論・措置】

今国会における出入国管理及び難民認定法改正により、在留資格「人文知識・国際業務」と「技術」を統合した在留資格「技術・人文知識・国際業務」が新設される。今後、当該在留資格の具体的な基準を定めるに当たっては、いわゆる「総合職」として、留学生であるか否か、さらには国籍を問わず、優秀な産業人材を育成・確保することが可能となるよう、企業（産業界）のニーズを踏まえた検討が求められる。

したがって、出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、その基準を定めるに当たり、企業における人材活用の在り方の多様化も踏まえて検討し、結論を得る。

キ カテゴリー 1 又は 2 の就労系在留資格者と同居する『家族滞在』者の在留資格認定証明書交付申請手続の迅速化【平成 26 年度検討・結論・措置】

カテゴリー 1 又は 2 に該当する企業において就労する外国人からの在留資格認定証明書交付申請については、提出資料を大幅に簡素化して迅速処理を行うこととしており、当該外国人の被扶養者について同時申請がなされた場合についても、扶養者との関係及び扶養能力に疑義がない限りは、家族単位で審査して、同様に迅速処理を行って家族同時に入国できるような運用を行っている。

一方、被扶養者単独で申請される場合（子が通う学校の事情等により、やむなく後日家族を呼び寄せる場合等）には迅速処理の対象とならず、当該被扶養者の来日に際し具体的な日程調整に支障をきたしているとの指摘がある。

したがって、カテゴリー 1 又は 2 に該当する企業において就労する外国人の被扶養者について、単独で申請した場合であっても、扶養者がカテゴリー 1 又は 2 に該当する企業において就労している者であることが証明され、かつ扶養者との関係及び扶養能力に疑義がない場合には、当該外国人と同時申請された時と同様に迅速処理をする方向で検討し、結論を得る。

ク 日本人女性の就労を促す家事支援策の検討（外国人家事支援人材の活用）【平成 26 年度検討開始】

女性の活躍促進に向けて、「働きたくても働けない」人が、働く機会をえられるような環境整備を進めるために、家事等の負担を軽減する家事支援サービスの利用を容易にする方策が必要であり、その一環として外国人による家事支援サービスの提供を可能とすべきとの指摘がある。

したがって、女性の活躍推進等の観点から、外国人家事支援人材については、国家戦略特区の枠組みの中で、十分な管理体制の下で活用する仕組みの検討を進める。

⑦国内外投資増加に向けた金融機関規制の見直し

ア 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁【平成 26 年度検討・結論・措置】

市場規模の拡大が期待されるイスラム金融のうち「金銭の貸付けと同視すべきもの」は、平成 20 年 12 月の銀行法施行規則改正により、銀行の子会社による取扱いが認められた。一方、銀行本体については、法令等に銀行の子会社と同様の規定がないため、取扱いの可否判断が困難であり、銀行本体が海外支店等においてイスラム金融関連取引を提供するに当たっての障害になっているとの指摘がある。

したがって、イスラム金融関連取引について、銀行本体による提供が容認される形式、遵守すべき事項等を検討し、指針等により公表する。

イ スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加【平成 26 年度措置】

貿易保険法に基づく独立行政法人日本貿易保険の付保対象には、邦銀が行う地場通貨とドル等に関する為替スワップ契約等は該当しない。新興国でのプロジェクトファイナンスの組成のためには、非常危険及び信用危険に係る為替スワップ契約等を付保対象とし、邦銀の新興国案件の対応力を強化すべきとの指摘がある。一方で貿易保険制度については、その 9 割が政府の貿易保険特別会計が再保険として担っていることから、為替スワップ契約等に係る付保対象の拡大には慎重な意見もある。

したがって、スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加について、諸外国における貿易保険制度の状況を踏まえつつ、関係業界、独立行政法人日本貿易保険及び経済産業省で 3 者協議の場を設ける。

ウ 海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和（対内直接投資からの除外）【平成 26 年度上期措置】

海外での募集・売出しの引受時に、海外の引受証券会社による引受が転売を目的とした一時的な取得にもかかわらず事前届出が必要な対内直接投資等に該当する場合があります、その場合は審査が終了するまで引受を実行することができない。万が一、代金払込・受渡期限までに不作為期間の終了が間に合わない場合には、募集・売出しの中止等が発生する可能性があるとの指摘がある。

したがって、海外での募集・売出しに係る証券会社による引受（議決権行使をしないものに限る。）に伴う株式の取得について、外国為替及び外国貿易法第 27 条に基づく対内直接投資等に係る事前届出の対象から除外する。

エ 保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大【平成 26 年度措置】

保険会社による外国会社の買収時は、買収対象会社が保険会社の場合、当該会社が他業子会社（保険会社の子会社に認められていない業務を営む会社）を保有していても特例により買収可能である（ただし他業子会社は 5 年以内に処分する必要あり）が、買収対象会社が資産運用会社等の場合には、当該会社が保有する他業子会社を売却等した後でなければ買収することができない。

このため、国内保険会社が海外進出に当たり欧米の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれている。

したがって、保険会社が外国の銀行、有価証券関連業、信託業、金融関連会社等を買収する場合、当該銀行等が保有する他業子会社についても一定期間保有を認めるよう、所要の措置を講ずる。

⑧貿易に係る物流の効率化

ア コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準の統一【平成 26 年度措置】

一般的制限値を超える車両は、道路の通行が禁止されているが、道路管理者がやむを得ないと認める場合に限り必要な条件を付して通行の許可がなされている。

国内貨物を積載するコンテナ車両は、貨物を開封し、減載することができることから、セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可上限値を 10t とされている。一方で、国際海上コンテナを積載するセミトレーラ連結車は、貨物を開封して減載することができないという特殊性を考慮して、道路構造物への影響があるものの、駆動軸重を 11.5t まで特例として認められている。

このため、国内貨物を積載するコンテナ車両は国際海上コンテナを積載する車両に比べて軽い貨物しか輸送できず、イコールフットィングになっていないことから、基準の統一が求められている。

したがって、国際海上コンテナを積載する車両と国内コンテナを積載する車両の特殊車両通行許可の基準については、他のバン型等のセミトレーラ連結車も含めて基準の統一を行う。

なお、道路を傷める重量を違法に超過した大型車両への取締りを強化するなどの取組も実施する。

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省（以下「規制所管府省」という。）が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築すべきである。

1 具体的なシステムの考え方

（１）見直し基準

①見直し対象

見直し対象については、規制（注１）のうち、法律、法規命令（注２）、通知・通達等（注３）の形式により制度化されたもの（その趣旨・目的等に照らして相当としないものを除く。以下「見直し対象規制」という。）とすべきである。見直し対象規制には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「平成 18 年決定」という。）に基づき規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」が設定された規制を含むものとすべきである。

（注１）「規制」とは、国及び地方公共団体が企業・国民活動に対して特定の政策目的のために関与・介入するものを指す。

（注２）「法規命令」とは、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示を指す。

（注３）「通知・通達等」とは、通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のものを指す。

②見直しの視点

見直しの視点については、「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとすべきである。

- i 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ii 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
- iii 検査の民間移行等規制方法の合理化
- iv 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- v 規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- vi 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- vii 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- viii 規制制定手続の透明化
- ix 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

見直し対象規制のうち、法令等（注４）に「見直し条項」（一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項）がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長 5 年とすべきである。規制所管府省は、平成 18 年決定に基づき設定された規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が 5 年を超えるものを含め必要に応じ再設定すべきである。

（注４）「法令等」とは、法律、法規命令、通知・通達等を指す。

（２）見直しの実効性を担保する仕組み

見直しの実効性を担保するため、規制所管府省による規制の見直し結果及び見直しの進捗状況について、①公表を義務付けることにより見直し過程の透明化を図るとともに、②定期又は随時に規制改革会議へ報告することを義務付けることにより規制改革会議において見直し過程を管理すべきである。

(3) 規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。別紙イメージ参照）を整備すべきである。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的とするものである。

①規制シートの主な記載項目

規制シートの主な記載項目については、以下の事項とすべきである。

- ・作成責任者の役職及び氏名
- ・規制目的及び規制内容の概要
- ・規制と関連する予算
- ・規制の最近の改廃経緯（見直し結果及び政策評価結果を含む。）
- ・規制を維持、改革又は新設する理由（改革の場合は方向性を含む。）
- ・次の見直し時期
- ・規制に関連する通知・通達等と規制の根拠となる法令（法律、法規命令）の委任の範囲との関係（根拠条項及び委任の範囲に入る理由）

②規制シートの作成単位

規制シートについては、規制の根拠となる法律ごとに作成することとし、当該法律に内容、形式、規制対象等（以下「内容等」という。）を異にする規制が混在する場合は、内容等ごとに適切な単位により規制シートを作成すべきである。法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、上記の法律ごとの規制シートのうち関連する規制シートに記載すべきである。なお、法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、最上位の形式ごとに規制シートを作成すべきである。

(4) 「許認可等台帳」の活用

「許認可等台帳」において、「許認可等」と規制シートとの対応関係が明確になるよう、新たに欄を追加すべきである。

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

(1) 規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革

規制所管府省による主体的・積極的な規制改革を推進するため、規制シート及び政策評価結果を活用し、次の①から④に取り組むべきである。

- ①規制所管府省は、規制シートを作成（関連する政策評価結果も活用）
- ②規制所管府省は、規制シート（関連する通知・通達等を添付）及びその作成状況・作成予定を、定期的（年に1回程度）に規制改革会議に送付し、公表
- ③規制改革会議は、規制シート等について、必要に応じ、規制所管府省をヒアリングし、「意見」等を表明
- ④規制所管府省は、規制シートの記載内容について、
 - ・③のヒアリング、「意見」等の表明、
 - ・規制改革ホットラインに寄せられた提案事項等、
 - ・当該シートに記載された規制の見直し時期における見直しなどを踏まえ、必要に応じ修正し、規制改革会議へ送付の上、公表

(2) 規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応すべきである。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成すべきである。

また、規制シートの作成状況の把握については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討すべきである。

(3) 規制改革担当大臣と総務大臣との連携

規制改革の推進のため、規制改革担当大臣と総務大臣は連携すべきである。この連携の下で、次の①から③に取り組むべきである。

①規制改革担当大臣は、重要な規制改革事項(注)を総務大臣へ通知

②総務大臣は、重要な規制改革事項に関連する政策評価に対する点検結果を規制改革担当大臣へ通知

③総務大臣は、重要な規制改革事項に関し、必要に応じ行政評価等を実施

(注)重要な規制改革事項については、規制改革会議における最優先審議事項を踏まえ、規制改革担当大臣が決定する。

(4) 規制所管府省の主体的な取組の評価

規制改革担当大臣は、規制所管府省による規制改革を促進するため、規制所管府省の主体的な取組を積極的に評価するとともに、これを各府省に共有する等の方策について検討すべきである。

規制シート(イメージ)

(別紙)

(シートのID)

規制の名称		所管府省	
根拠法令等		担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	
規制目的			
規制内容の概要		関連する予算	
規制の最近の改廃経緯		関連する政策評価結果	
規制を維持、改革又は新設する理由		規制の維持、改革又は新設の別	
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項			
次の見直し時期			

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	

規制改革会議委員名簿

議長	岡素之	住友商事株式会社相談役
議長代理	大田弘子	政策研究大学院大学教授
	安念潤司	中央大学法科大学院教授
	浦野光人	株式会社ニチレイ相談役
	大崎貞和	株式会社野村総合研究所主席研究員
	翁百合	株式会社日本総合研究所理事
	金丸恭文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
	佐久間総一郎	新日鐵住金株式会社代表取締役副社長
	佐々木かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長
	滝久雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
	鶴光太郎	慶應義塾大学大学院商学研究科教授
	長谷川幸洋	東京新聞・中日新聞論説副主幹
	林いづみ	永代総合法律事務所弁護士
	松村敏弘	東京大学社会科学研究所教授
	森下竜一	大阪大学大学院医学系研究科教授

専門委員名簿

■健康・医療ワーキング・グループ

滝口進	日本メディカルビジネス株式会社代表取締役／東京女子医科大学第二外科非常勤講師
竹川節男	医療法人社団健育会理事長
土屋了介	地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長
松山幸弘	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹／経済学博士

■雇用ワーキング・グループ

島田陽一	早稲田大学理事・法学学術院教授
水町勇一郎	東京大学社会科学研究所教授

■創業・IT等ワーキング・グループ

川本明	慶應義塾大学経済学部教授
久保利英明	日比谷パーク法律事務所代表／弁護士
小林三喜雄	花王株式会社購買部門企画部戦略企画グループシニアエキスパート
圓尾雅則	SMB C日興証券株式会社マネジングディレクター

■農業ワーキング・グループ

北村歩	株式会社六星取締役
田中進	農業生産法人・株式会社サラダボウル代表取締役
本間正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
松本武	株式会社ファーム・アライアンス・マネジメント代表取締役／農業生産法人松本農園プロジェクトマネージャー
渡邊美衡	カゴメ株式会社取締役常務執行役員・経営企画本部長

■貿易・投資等ワーキング・グループ

道垣内正人	早稲田大学法科大学院教授
-------	--------------

各ワーキング・グループの構成員

◎：座長

○：座長代理

ワーキング・グループ	構成員			
■健康・医療 ワーキング・グループ	◎翁 百合 委員	滝口 進 専門委員		
	○林 いづみ 委員	竹川 節男 専門委員		
	金丸 恭文 委員	土屋 了介 専門委員		
	佐々木かをり 委員	松山 幸弘 専門委員		
	森下 竜一 委員			
■雇用ワーキング・グループ	◎鶴 光太郎 委員	島田 陽一 専門委員		
	○佐々木かをり 委員	水町勇一郎 専門委員		
	浦野 光人 委員			
	大崎 貞和 委員			
	佐久間総一郎 委員			
■創業・IT等 ワーキング・グループ	◎安念 潤司 委員	川本 明 専門委員		
	○滝 久雄 委員	久保利英明 専門委員		
	翁 百合 委員	小林三喜雄 専門委員		
	佐久間総一郎 委員	圓尾 雅則 専門委員		
	松村 敏弘 委員			
	森下 竜一 委員			
■農業ワーキング・グループ	◎金丸 恭文 委員	北村 歩 専門委員		
	○浦野 光人 委員	田中 進 専門委員		
	滝 久雄 委員	本間 正義 専門委員		
	長谷川幸洋 委員	松本 武 専門委員		
	林 いづみ 委員	渡邊 美衡 専門委員		
■貿易・投資等 ワーキング・グループ	◎大崎 貞和 委員	道垣内正人 専門委員		
	○松村 敏弘 委員			
	安念 潤司 委員			
	長谷川幸洋 委員			

規制改革会議及び各ワーキング・グループの審議経過(平成25年7月以降)

【規制改革会議】

第13回	H25.7.26	・規制改革会議の進め方、規制改革ホットライン運営方針
第14回	H25.8.22	・当面の最優先案件 ・革新的医薬品・医療機器の価格算定ルールに関する意見 ・農地中間管理機構(仮称)
第15回	H25.9.12	・一般用医薬品のインターネット販売に関する意見 ・農地中間管理機構(仮称) ・ワーキング・グループの検討項目
第16回	H25.9.19	・農地中間管理機構(仮称)に関する意見 ・労働者派遣制度 ・重点的フォローアップ事項への取組方針
第17回	H25.10.4	・労働者派遣制度に関する意見
第18回	H25.10.24	・重点的フォローアップ事項 ・保険診療と保険外診療の併用療養制度
第19回	H25.10.31	・一般用医薬品のうちスイッチ直後品目等の取扱いについて
第20回	H25.11.19	・一般用医薬品のインターネット販売 ・保険診療と保険外診療の併用療養制度
第21回	H25.11.27	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立 ・今後の農業の改革方向について ・「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について
第22回	H25.12.5	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立 ・保険診療と保険外診療の併用療養制度 ・労働時間法制の見直しに関する意見 ・ジョブ型正社員の雇用ルール整備に関する意見
第23回	H25.12.20	・「保険診療と保険外診療の併用療養制度」改革の方向性について ・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立に関する論点整理 ・医療提供体制に関する意見 ・省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し ・IT関連の規制改革事項について
第24回	H26.1.21	・保険診療と保険外診療の併用療養制度 ・規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築
第25回	H26.2.4	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立 ・省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し
第26回	H26.2.28	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立の更なる論点 ・規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築
第27回	H26.3.17	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立 ・医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築に関する意見 ・規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築及び省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し
第28回	H26.3.27	・選択療養制度(仮称)の創設について(論点整理) ・規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築(規制のPDCA)に関する意見
第29回	H26.4.16	・選択療養(仮称)における手続き・ルール等の考え方(論点整理②) ・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立に関する意見
第30回	H26.4.23	・選択療養(仮称)の趣旨、仕組み及び効用について ・今後の公開ディスカッションの開催に向けて
第31回	H26.5.12	・ダンスに係る風営法規制の見直しに関する意見 ・ビッグデータ・ビジネスの普及
第32回	H26.5.22	・パーソナルデータに関する意見 ・農業改革に関する意見 ・労働時間規制の見直し
第33回	H26.5.28	・保険外併用療養制度における新たな仕組みに関する意見

第 34 回	H26. 6. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー規制 ・ 答申の素案 ・ 国際先端テスト
第 35 回	H26. 6. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申とりまとめ ・ 改正タクシー特措法の特定地域に係る指定基準に関する意見 ・ 規制改革実施計画のフォローアップの結果

【健康・医療ワーキング・グループ】

第 6 回	H25. 7. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子レセプト等の活用による保険者機能の強化等 ・ 革新的な医薬品及び特定医療材料の価格算定ルール等の見直し
第 7 回	H25. 9. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法等の改正 ・ 健康・医療ワーキング・グループの検討項目
第 8 回	H25. 9. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般用医薬品のインターネット販売に関するフォローアップ
第 9 回	H25. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払基金と国保連の役割分担の見直し ・ レセプト帳票の見直しなど分析可能なデータの整備 ・ 保険者による直接審査の推進
第 10 回	H25. 10. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築
第 11 回	H25. 10. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築 ・ 支払基金と国保連の役割分担の見直し
第 12 回	H25. 11. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・在宅介護の推進 ・ 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築
第 13 回	H25. 11. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・在宅介護の推進 ・ 医療機関の業務及びガバナンス ・ 支払基金と国保連の役割分担の見直し
第 14 回	H25. 12. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療提供体制
第 15 回	H26. 1. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し ・ 医療機関の業務及びガバナンス
第 16 回	H26. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し
第 17 回	H26. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の業務及びガバナンス
第 18 回	H26. 3. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し
第 19 回	H26. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関連従事者の役割分担の見直し
第 20 回	H26. 4. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関連従事者の役割分担の見直し ・ 医療情報の利活用のための工程表の策定
第 21 回	H26. 5. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点的フォローアップ事項の進捗 ・ ホットライン再検討案件状況報告
第 22 回	H26. 5. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際先端テスト結果報告 ・ 規制改革実施計画の進捗状況

【雇用ワーキング・グループ】

第 8 回	H25. 8. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用ワーキング・グループの今後の進め方、検討項目
第 9 回	H25. 9. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者派遣制度
第 10 回	H25. 9. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者派遣制度
第 11 回	H25. 10. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間法制
第 12 回	H25. 10. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間法制
第 13 回	H25. 10. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間法制
第 14 回	H25. 11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジョブ型正社員 ・ 労働時間法制 ・ 国家戦略特別区域法の検討状況
第 15 回	H25. 11. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジョブ型正社員 ・ 労働時間法制
第 16 回	H25. 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者派遣制度
第 17 回	H26. 1. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料職業紹介事業等
第 18 回	H26. 1. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別労働関係紛争の実態
第 19 回	H26. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークの取組等 ・ 個別労働関係紛争
第 20 回	H26. 2. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料職業紹介事業等 ・ 個別労働関係紛争 ・ 労働時間法制
第 21 回	H26. 3. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料職業紹介事業等

第 22 回	H26. 3. 17	・ 個別労働関係紛争 ・ 国家戦略特別区域法における雇用指針案
第 23 回	H26. 4. 11	・ 職業紹介事業 ・ 個別労働関係紛争
第 24 回	H26. 4. 24	・ 再就職支援、職業能力開発 ・ 雇用仲介事業
第 25 回	H26. 4. 25	・ 労働時間法制 ・ 個別労働関係紛争 ・ ジョブ型正社員
第 26 回	H26. 5. 15	・ これまでのヒアリング等を踏まえた意見交換

【創業・IT等ワーキング・グループ】

第 8 回	H25. 9. 6	・ 創業・IT等ワーキング・グループの今後の進め方、検討項目
第 9 回	H25. 9. 30	・ クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し ・ ビッグデータ・ビジネスの普及
第 10 回	H25. 10. 10	・ 食料品アクセス環境の改善 ・ 外国人技能実習制度の見直し
第 11 回	H25. 10. 31	・ 働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和 ・ 国税関係書類の電子化保存に関する規制の見直し
第 12 回	H25. 11. 5	・ 非対面サービスでの本人確認、年齢確認
第 13 回	H25. 11. 22	・ ダンスに係る風営法見直し ・ 金融商品契約の電子書面の交付の汎用化 ・ 「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望について
第 14 回	H25. 12. 13	・ 日本におけるベンチャーキャピタルの現状と課題 ・ 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等 ・ エネルギー関連の重点的フォローアップ事項 ・ IT関連の規制改革事項について ・ ビッグデータ・ビジネスの普及
第 15 回	H26. 1. 20	・ ダンスに係る風営法規制の見直し
第 16 回	H26. 1. 31	・ 研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和
第 17 回	H26. 2. 10	・ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 18 回	H26. 2. 24	・ 一般集中規制の見直し ・ 動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善
第 19 回	H26. 3. 12	・ 取引照会の一元化
第 20 回	H26. 3. 31	・ 微量 PCB 汚染電子機器等処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入 ・ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 21 回	H26. 4. 14	・ 国際先端テスト結果報告
第 22 回	H26. 4. 21	・ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 23 回	H26. 5. 8	・ 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間制限の緩和 ・ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し ・ 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等 ・ ビッグデータ・ビジネスの普及
第 24 回	H26. 5. 21	・ 民法（債権法）の改正
第 25 回	H26. 6. 9	・ タクシー規制

【農業ワーキング・グループ】

第 1 回	H25. 9. 10	・ 農地中間管理機構(仮称) ・ 農業ワーキング・グループの今後の進め方
第 2 回	H25. 10. 1	・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方
第 3 回	H25. 10. 15	・ 農業生産法人の要件緩和 ・ 農地の信託事業の民間開放 ・ 平成 21 年改正法附則に規定された事項に係る検討状況
第 4 回	H25. 10. 29	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第 5 回	H25. 11. 13	・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方 ・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第 6 回	H25. 11. 18	・ 農家レストランの設置等の農地利用規制の見直し ・ 農家への信用保証制度の適用
第 7 回	H25. 11. 21	・ 今後の農業改革の方向性について
第 8 回	H26. 2. 3	・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方

第9回	H26. 2. 21	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第10回	H26. 3. 5	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第11回	H26. 3. 11	・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方
第12回	H26. 3. 20	・ 農業者からヒアリング
第13回	H26. 4. 2	・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方 ・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第14回	H26. 4. 8	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方 ・ 農業改革の基本的視点
第15回	H26. 4. 24	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方 ・ 現地視察報告
第16回	H26. 5. 14	・ 農業改革の方向性について
第17回	H26. 6. 12	・ 答申案について

【貿易・投資等ワーキング・グループ】

第1回	H25. 9. 4	・ 貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目
第2回	H25. 10. 11	・ 対日投資促進に関する外資系企業の規制改革要望 ・ 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制改革要望
第3回	H25. 10. 29	・ 外国法事務弁護士制度に係る規制改革要望 ・ 空港に係る規制改革要望
第4回	H25. 11. 7	・ 電気通信機器の相互認証に係る規制改革要望 ・ 輸入食品の年次分析の国際基準適合に係る規制改革要望
第5回	H25. 11. 22	・ 医療機器審査基準の国際整合化等に係る規制改革要望 ・ 家庭用品品質表示の国際整合化等に係る規制改革要望
第6回	H25. 12. 10	・ 輸出入関係制度に係る規制改革要望
第7回	H26. 1. 21	・ 化粧品輸入時の手続きの簡素化に係る規制改革要望
第8回	H26. 2. 8	・ 訪日外国人観光客に対する入国審査手続きの簡素化・迅速化に係る規制改革要望 ・ 在留資格及び高度外国人材ポイント制の利便性の向上に係る規制改革要望
第9回	H26. 3. 4	・ 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁に係る規制改革要望 ・ (独)日本貿易保険による貿易保険の付保対象契約拡大に係る規制改革要望
第10回	H26. 3. 18	・ 外国為替及び外国貿易法の事前届出制度に係る規制改革要望
第11回	H26. 4. 2	・ クルーズ船入港時の入国審査手続きの見直しに係る規制改革要望 ・ ISO規格コンテナ用トレーラーに係る国内外基準の統一化
第12回	H26. 4. 22	・ 日本人女性の就労を促す外国人家事労働者に係る規制改革要望
第13回	H26. 5. 19	・ 日本人代理者を有しない外国人の在留資格認定証明書交付申請に係る規制改革要望 ・ 在留外国人が扶養する配偶者の就労許可に係る規制改革要望
第14回	H26. 5. 27	・ 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制改革要望